

貴族院議會第一回 戰時補償特別措置法案特別委員會議事速記錄第四號

110

第四部第三十一類 戰時補償特別措置法案特別委員會議事速記錄第四號 昭和二十一年十月十日 [貴族院]

○政府委員(野田卯一郎君)　成ルベク
簡單ニ御答へ致シマス、特別住宅建設資
材ノ朝鮮軍ノ十二億、沖繩軍ガ一億ガ
ザイマス、合計十三億、是ハ來年度是
ト同ジモノガ要ルカドウカ今ノ所ハ全
然不明デゴザイマス、ソレカラ日本銀
行政府債務處理十二億圓ト云フヤウナ
コトニ付ハハ、是ハ本年限リノ費用デ
ゴザイマス、是ハ外國カラ還ツテ參リ
マス、在留邦人ガ還ツテ參リマス場合
ニハ、港テ一人當リニ千圓ノ通貨交換
ヲ致シマス、其ノ關係ノ費用デアリマ
シテ、今年ノ七月頃迄ニ借りタ金ヲ返
スト云フ本年限リノ費用デアリマス、
ソレカラ經濟安定費五十五億圓デアリ
マス、是ハ御承知ノ公共事業ヲ營ン
デ、一面生産増強ニ資シ、他面失業ノ
救濟ニ資スルト云フ、經費デゴザイマ
ス、是ハ日下進行中ニアリマスガ、只
今ノ日本ノ經濟情勢デ參リマスレバ、
明年度モ相當程度ノ經濟安定費モ必要
デハナイカト云フ、斯ワ云フヤウナ見
透シヨリ持ツテ居ル次第アリマス、ソ
レカラ文部省所管ノ國民學校職員給與
特別措置補助ト云フノデゴザイマス
ガ、是ハ小學校ノ先生ノ待遇ガ他ノ一
般官吏ニ比シマシナ非常ニ非薄デアル
ト云フヤウナ點ニ鑑ミマシテ、之ヲ是
正スルヤウニ引上ゲタイト云フ關係カ
ラ生ジテ居リマス經費ノ補助デアリマ
シテ、是ハ當然明年度セ繼續サル性
質ノモノデアリマス、ソレカラ次ニ引
揚民ノ對策費、是ハ厚生省所管ノ約十
八億五千萬圓ノ費用デゴザイマスガ、

是ハ明年度ハ本年度ヨリモ少クナツテ
參リマス、少シ引揚民ガ本年中ニ完了
スル豫定ノガ來年殘ツテ居ル、其ノ部
分デゴザイマスノデ、相當額減少スル
見込デアリマス、ソレカラ其ノ次ニ、
最後ニ民生安定施設費三十億圓デアリ
マスガ、是ハ所謂「ソーシャル・リリー
ブ」ノ關係デ、生活ニ困窮シタ者ニ對
シテ生活援護金ヲ與ヘルト云フ問題デ
ゴザイマス、是ハ生活保護法ノ關係ノ
費用デアリマス、ドノ程度本年出マス
カ、我々一部ノ見込デハ三十億ハ必要
ハナイノデハナイカト云フ見積リヲシ
テ居リマス、來年此ノ金額ガドウナリ
マスカ、今ノ所ハハツキリ致シマセヌ
ガ、相當程度ノ金ガ矢張リ要ルノデハ
ナイカ、斯ウ云フ見透シヨ持ツテ居リ
マス

○委員長(三土忠造君) 大河内委員ニ

御相談致シマスガ、直接案ニ關係ノ疑

點ノアル人ガマダ三四人居ルカラ、ソ

レヲ濟マセテ……

○子爵大河内輝耕君 モウチヨツト私ハ

大臣ニ質問スレバ済ミマス、只今伺ヒマシ

タ通り、來年度豫算ノ全體ラスカリ實際

時間ガ許シマセヌカラ、マア今伺ツタ

程度ノモノヲ前提トシテ申スヨリ仕方

アリマセヌガ、段々伺ツテ見ルト云フ

ト、是デ一體公債ヲスツカリ返スト云フコ

ト答ダ、公債ヲスツカリ返スト云フコ

トナラバ一つノ目的ガ備ツテ居リマス

カ、我々モ財政ノ目的ノ爲ニ之ヲ負

担スルト云フコトニナツテ、非常ニ財

政のニ貢獻スル所ガアラウト思フノデ

スガ、其ノ目的デナクナツテシマツ

テ、赤字公債ノ代リニ財產稅ヲ負擔ス

年續ケルト云フコトデハ、是ハ日本ノ

ルト云フヤウナコトニ、財產稅ヲ以テ

充デルト云フヤウナコトニナツタモノ

スカラ、果シテ財產稅が財政的ニ成

功スルヤ否ヤト云フ前途ガ非常ニ怪シ

クナツテ來タ、併シ伺ツテ見ルト云フ

ト、大分金モ減リマスヤウデスシ、ソレ

カラ大臣ノ御言明カラ云ツテモ、マア

シタイ、ソレナラバ差支ナイデヤナイ

カト云フ御言明モアツタ所ヲ見マスル

ト、餘程又樂觀スペキ所ガアル、併シ

一方カラ言フト、又十萬圓以下五萬圓

ノモノモ何カ狙ツテオイデニナルヤウ

ニ見エル、旁々以テ折角斯ウ云フ調期

的ノ大變ナル負擔ヲ國民ニ課ケル稅

ガ、財政上成功シナイト云フヤウナコ

トニナツタラバ非常ナコトニナリマ

シ、是ハ宜シウゴザイマスガ、今度

入レテモノ赤字デドウニモナラヌ、

之ヲ今年取ツテ、今年ハ取ツタカラ宜

ウゴザイマスガ、來年モドレダケ取レ

ルカ分リヤセヌガ、ドウシタツテ赤字

ハ出ルダラウト思フ、再來年ガ來ルト

ドウスルカト云フト、又今度出ル、結

ニ歸スルヤウナラ容易ニナラヌコトデ

アリマス、ドウカ來年ノ豫算編成ニ付

キマシテハ十分其ノ點ヲ御考慮下サツ

テヤルコトヲ希望致シマス、私ノ質問

ハ是デ終リマス

ニ歸スルヤウナラ容易ニナラヌコトデ

アリマス、ドウカ來年ノ豫算編成ニ付

キマシテハ十分其ノ點ヲ御考慮下サツ

テヤルコトヲ希望致シマス、私ノ質問

ハ是デ終リマス

○河端作兵衛君 戰時補償打切ノ結

果、稅金ノ拂戻ガ出來ルヤウナ氣分ガ

スルノデスガ、サウ云フコトハ果シテ

ヤレルカドウカ、之ヲ承リタイ

○政府委員(池田勇人君) 戰時補償特

別措置法ニ依リマシテ、戰時補償特別

税が課セラレタ場合ニ、既往ニ於テ利

益ガ戰時補償請求權等カラ發生致シ

タ得ズ出テ來タ、サウ云フコトデアリ

カ、我々モ財政ノ目的ノ爲ニ之ヲ負

担スルト云フコトニナツテ、非常ニ財

政のニ貢獻スル所ガアラウト思フノデ

スガ、其ノ目的デナクナツテシマツ

テ、赤字公債ノ代リニ財產稅ヲ負擔ス

併シ此ノ赤字ヲ、唯無意味ニ赤字ヲ每

年續ケルト云フコトデハ、是ハ日本ノ

ルト云フヤウナコトニ、財產稅ヲ以テ

充デルト云フヤウナコトニナツタモノ

スカラ、果シテ財產稅が財政的ニ成

功スルヤ否ヤト云フ前途ガ非常ニ怪シ

クナツテ來タ、併シ伺ツテ見ルト云フ

ト、大分金モ減リマスヤウデスシ、ソレ

カラ大臣ノ御言明カラ云ツテモ、マア

シタイ、ソレナラバ差支ナイデヤナイ

カト云フ御言明モアツタ所ヲ見マスル

ト、餘程又樂觀スペキ所ガアル、併シ

一方カラ言フト、又十萬圓以下五萬圓

ノモノモ何カ狙ツテオイデニナルヤウ

ニ見エル、旁々以テ折角斯ウ云フ調期

的ノ大變ナル負擔ヲ國民ニ課ケル稅

ガ、財政上成功シナイト云フヤウナコ

トニナツタラバ非常ナコトニナリマ

シ、是ハ宜シウゴザイマスガ、今度

入レテモノ赤字デドウニモナラヌ、

之ヲ今年取ツテ、今年ハ取ツタカラ宜

ウゴザイマスガ、來年モドレダケ取レ

ルカ分リヤセヌガ、ドウシタツテ赤字

ハ出ルダラウト思フ、再來年ガ來ルト

ドウスルカト云フト、又今度出ル、結

ニ歸スルヤウナラ容易ニナラヌコトデ

アリマス、ドウカ來年ノ豫算編成ニ付

キマシテハ十分其ノ點ヲ御考慮下サツ

テヤルコトヲ希望致シマス、私ノ質問

ハ是デ終リマス

ニ歸スルヤウナラ容易ニナラヌコトデ

アリマス、ドウカ來年ノ豫算編成ニ付

キマシテハ十分其ノ點ヲ御考慮下サツ

テヤルコトヲ希望致シマス、私ノ質問

ハ是デ終リマス

○河端作兵衛君 サウ致シマスト是カ

シテ参りタイト思ヒマス

○子爵大河内輝耕君 是ハナカノ大

藏大臣ノ御苦心ハ非常ナモノノダラウト

思ヒマスガ、鬼ニ色是ダケ機械ヲ拂ハ

シテ、調期的ナコトヲヤツテ置キナガ

ラ、若シソレガ何ニモナラス燒石ニ水

ニ歸スルヤウナラ容易ニナラヌコトデ

アリマス、ドウカ來年ノ豫算編成ニ付

キマシテハ十分其ノ點ヲ御考慮下サツ

テヤルコトヲ希望致シマス、私ノ質問

ハ是デ終リマス

○河端作兵衛君 サウ致シマスト是カ

シテ参りタイト思ヒマス

○政府委員(池田勇人君) 戰時補償特

別税が課稅ニ影響致シマス場合ニ、ソレ

ヲ控除スル規定ヲ財產稅法ニ設ケテ居

リマス

○河端作兵衛君 度々皆サン方ノ御質

問デ大分分ツテ來タノデアリマスガ、

財產稅ノ目的ハツツアルヤウニ承ツテ

居リマス、「インフレ」トサウシテ富ノ

再分配、處ガ間モナ一千億ニ垂ントス

ルヤウデアリマスガ、四百三十五億ノ

茲ニ課稅シテ現在物其ノモノノ動キガ

キリ政府ガ之ヲ握ツテ居ラスト、將來

大分アリマス、其ノ動キガ此ノ一千億

ノ中ニ落シノデ居ル、サウスルト此ノ

平ヲ期シタイ、其ノ方デ是正シテ行ク

ヨリ他ナイト思ヒマス、同時ニ又イツ

モ申上ゲマスヤウニ新圓、舊圓ノ區別

ト云フモノガアルカラ、却テ變ナモノ

ニナリマス、サウ云フコトノ撤廢出來

ル時期ヲ早ク齊シタイ、斯様ニ考ヘテ

居リマス

○慶松勝左衛門君 昨日ノ私ノ質問ヲ

少シ延長シテ尙政府委員ニ二三御伺

シタイ思ヒマス、即チ三月三日以來所

ニナリマス、サウ云フコトノ撤廢出來

居リマス

○國務大臣(石橋湛山君) 此ノ問題ハ

三月三日迄ニ「エー」ナル株式ヲ所有シ

テ、赤字公債ノ代リニ財產稅ヲ負擔ス

ルト云フヤウナコトニ、財產稅ヲ以テ

充デルト云フヤウナコトニナツタモノ

スカラ、果シテ財產稅が財政的ニ成

功スルヤ否ヤト云フ前途ガ非常ニ怪シ

クナツテ來タ、併シ伺ツテ見ルト云フ

ト、大分金モ減リマスヤウデスシ、ソレ

カラ大臣ノ御言明カラ云ツテモ、マア

シタイ、ソレナラバ差支ナイデヤナイ

カト云フ御言明モアツタ所ヲ見マスル

ト、餘程又樂觀スペキ所ガアル、併シ

一方カラ言フト、又十萬圓以下五萬圓

ノモノモ何カ狙ツテオイデニナルヤウ

ニ見エル、旁々以テ折角斯ウ云フ調期

的ノ大變ナル負擔ヲ國民ニ課ケル稅

ガ、財政上成功シナイト云フヤウナコ

トニナツタラバ非常ナコトニナリマ

シ、是ハ宜シウゴザイマスガ、今度

入レテモノ赤字デドウニモナラヌ、

之ヲ今年取ツテ、今年ハ取ツタカラ宜

ウゴザイマスガ、來年モドレダケ取レ

ルカ分リヤセヌガ、ドウシタツテ赤字

ハ出ルダラウト思フ、再來年ガ來ルト

ドウスルカト云フト、又今度出ル、結

ニ歸スルヤウナラ容易ニナラヌコトデ

アリマス、ドウカ來年ノ豫算編成ニ付

キマシテハ十分其ノ點ヲ御考慮下サツ

テヤルコトヲ希望致シマス、私ノ質問

ハ是デ終リマス

ニ歸スルヤウナラ容易ニナラヌコトデ

アリマス、ドウカ來年ノ豫算編成ニ付

キマシテハ十分其ノ點ヲ御考慮下サツ

テヤルコトヲ希望致シマス、私ノ質問

ハ是デ終リマス

○河端作兵衛君 サウ致シマスト是カ

シテ参りタイト思ヒマス

○政府委員(池田勇人君) 戰時補償特

別措置法ニ依リマシテ、戰時補償特別

税が課セラレタ場合ニ、既往ニ於テ利

益ガ戰時補償請求權等カラ發生致シ

タ得ズ出テ來タ、サウ云フコトデアリ

カ、我々モ財政ノ目的ノ爲ニ之ヲ負

担スルト云フコトニナツテ、非常ニ財

政のニ貢獻スル所ガアラウト思フノデ

スガ、其ノ目的デナクナツテシマツ

テ、赤字公債ノ代リニ財產稅ヲ負擔ス

ルト云フヤウナコトニ、財產稅ヲ以テ

充デルト云フヤウナコトニナツタモノ

スカラ、果シテ財產稅が財政的ニ成

功スルヤ否ヤト云フ前途ガ非常ニ怪シ

クナツテ來タ、併シ伺ツテ見ルト云フ

ト、大分金モ減リマスヤウデスシ、ソレ

カラ大臣ノ御言明カラ云ツテモ、マア

シタイ、ソレナラバ差支ナイデヤナイ

カト云フ御言明モアツタ所ヲ見マスル

ト、餘程又樂觀スペキ所ガアル、併シ

一方カラ言フト、又十萬圓以下五萬圓

ノモノモ何カ狙ツテオイデニナルヤウ

ニ見エル、旁々以テ折角斯ウ云フ調期

的ノ大變ナル負擔ヲ國民ニ課ケル稅

ガ、財政上成功シナイト云フヤウナコ

トニナツタラバ非常ナコトニナリマ

シ、是ハ宜シウゴザイマスガ、今度

入レテモノ赤字デドウニモナラヌ、

之ヲ今年取ツテ、今年ハ取ツタカラ宜

ウゴザイマスガ、來年モドレダケ取レ

ルカ分リヤセヌガ、ドウシタツテ赤字

ハ出ルダラウト思フ、再來年ガ來ルト

ドウスルカト云フト、又今度出ル、結

ニ歸スルヤウナラ容易ニナラヌコトデ

アリマス、ドウカ來年ノ豫算編成ニ付

キマシテハ十分其ノ點ヲ御考慮下サツ

テヤルコトヲ希望致シマス、私ノ質問

ハ是デ終リマス

ニ歸スルヤウナラ容易ニナラヌコトデ

アリマス、ドウカ來年ノ豫算編成ニ付

キマシテハ十分其ノ點ヲ御考慮下サツ

テヤルコトヲ希望致シマス、私ノ質問

ハ是デ終リマス

○河端作兵衛君 サウ致シマスト是カ

シテ参りタイト思ヒマス

○政府委員(池田勇人君) 戰時補償特

別措置法ニ依リマシテ、戰時補償特別

税が課セラレタ場合ニ、既往ニ於テ利

益ガ戰時補償請求權等カラ發生致シ

○慶松勝左衛門君 サウスルト言ヒ換
レバ、三月三日アリノ儀ノ株式以外ハ
何物ヲモ株式ニ付テハ御認ニナラ
ナイ、斯ウ云フコトデスネ、念ノ爲
ニ……

○政府委員(池田勇人君) 他ニソレノ
賣却代金又ハ他ニ不動産等ガゴザイマ
スレバ、ソレニ依ツテ物納シテ戴クノ
ガ建前デゴザイマス

○慶松勝左衛門君 ソレデハ重ネア御
伺ヒ致シマスガ、三月三日迄ノ株式デ
アツナ、例ヘバ半額拂込即チ未拂込ヲ
持ツテ居ル株式ガ未拂込ノ請求ニ依ツ
テ全部其ノ以後ニ拂込シダト致シマ
ス、即チ株式ノ内容ノ性質ニ依ツテ變
化シテ來テ居リマスガ、ソレ等ハ物納
ノ對象ニナラナイノデスカ

○政府委員(池田勇人君) 全額拂込ノ
株ナラバ對象ニ致シタイト考ヘテ居リ
マスガ、原則ガ三月三日現在ノ株式ト
云アコトニ致シテ居リマスノデ、其ノ
後ノ拂込ノ株式ヲ入レルカ入レナイカ
ト云フコトニ付アハ研究致シタイト思
ヒマス、出來レバ入レタイト考ヘテ居
リマス

○慶松勝左衛門君 チヨツト御答方前
後一貫シナイヤウニ考ヘマス、全額拂
込ニ付テハ別ニ議論シテ居リマセヌ、
三月三日迄ノ全額拂込ノモノハ當然前
ノ御答辯デ済ンデ居リマス、未拂込ガ
三月三日ニアツタモノガ三月三日以後
ニ於テ拂込ヲ完了スルヤウニ、現ニ今

○政府委員(池田勇人君) 原則ト致シマス
マシテ未拂込ノ株ハ物納ニ充テラレナ
考デ居リマス、其ノ未拂込ノ時ハ何
時カト申シマスト、三月三日ノ場合
ゴザイマス、唯以後ニ於テ外ノ財産ガ
ナイ、而シテ三月三日ニハ未拂込デア
ルケレドモ、其ノ株ガアツタト云フ場
合ニハ、或程度研究ノ餘地方アルノデ
ハナイカト御答ヘ申上ゲタノデゴザイ
マス、原則カラ申シマスルト、未拂込
ノ分ハ入レナイ、物納ノ中ニ入レナ
イ、其ノ後ニ拂込済ニナツタモノモ入
レナイト云フ原則ハアルノデゴザイマ
スガ、事情ニ依リマシテハサウ云フ場
合モ入レタガ宜イノデハナイカト云フ
場合モ起リ得ルト想ヒマス、ソレデ先
程ノヤウナ御答辯ヲ申上ゲタ次第テ
アリマス

○慶松勝左衛門君 サウシマスト、ド
ウモ政府ノ仰シヤルコトガ、私ハ前後
一貫シナイヤウニ思フノデアリマス
ガ、詰リ簡單ニ申セバ、二十五圓拂込
ノ株券ガ即チ三月三日アリノ儘ノ現狀
デアツテ、其ノ株券ノ性質ハ二十五圓
ノ價値ヨリナイモノト、斯ウ致シマス、
ソレガ三月三日以後ニ於テ二十五圓ノ
株券ノ追徵ヲ命セラレテ五十圓ノ滿株
ニナツタトシマスト、其ノ株券ハ全然
性質フ異ニシ、其ノ金額ニ於テ同ジダ
ケモノモノヲ持ツテ居レバ、最早倍ノ財
産ニナツテ居ル、ソレヲ原則トシテ居
ルトカ、或ハ例外トシテ居ルトカト云

「エー」ナル株券ガ「ビー」ナル株券ニ移
リ行キマシテモ、若シモサウ云フコト
デアレバ、「ビー」ナル株券ト雖モ、誰
人カニ三月三日ニ持ツテ居ツテ、政府
ガソレヲ認メテ居ル株券ナシニアリマ
ス、唯持主ガ、甲ナル者ガ乙ナル者ニ
譲渡シタダケデアツテ、決シテ其ノ株
券ハ公然ト認メラレテ居ラナイ蹕ハナ
イノデアリマスカラ、未拂込ノモノガ
拂込ニナツタカラ、是ハ考慮ノ餘地ガ
アルト云フコトニナルト、非常ニ其處
ニ前後一貫シナイモノガアルノヂヤナ
カラウカト思フノデアリマスガ、其ノ
點ニ付テノ御説明ヲ伺ヒマス

セスガ、度々政府委員カラ承リマスト、三月三日現在ノ財産ニ付テ課税ヲシタノダカラ、飽ク迄其ノ當時ノアリト云フ、斯ウ云フ度々ノ御説明デ其ノ點ハ能ク分ツタノデアリマスガ、併シ私ノ別ノ意見ヲ申上ゲテ甚ダ恐縮デアリマスガ、一般ノ常識致シマスト、物納ト云フコトヲ認メテ戴クト云フコトハドウ云フコトカト申セバ、納稅ヲスル時期ニ於テ納稅義務者ガ所有シテ居ル物品ヲ金錢ニ代ヘテ納入ヲ御許シ下サルト云フコトヲ物納ト云フノデヤナイカ、私ハ一般ノ常識カラ言フト、三月三日ノ物納ヲ認メテ、納稅期ノ物納ハソレハイケナインダ、如何トナレバ、三月三日ノモノニ對照シテ稅ヲ取ルノダカラ、三月三日ノ財產ニ對シテ稅ヲ取ルト云フコトハ、是ハモウ當然デ異議ノナイコトデアリマスガ、ソレハ唯稅額ヲ決定スル基礎トナツテ、稅額ヲ決定スルノハモウ御説明迄モナク、三月三日ノ財產ノアリノ儘ニ依ツテ稅額ヲ決定スル是ハ言フ迄モアリマセヌ、併シソレハ唯其ノ人ガ財產稅ヲ幾ラ出スカト云フ計算ノ基礎ヲ三月三日ニ置イタニ過ギナインデアリマス、三月三日ノ物品トカ、金錢トカニ限ツテ、ソレヲ納メルトカ、納メナイトカノ議論ハ私ハ立タナイトイ思ヒマス、物ヲ納メルトカ、金錢ヲ以テ納稅スルト云フコトハ納稅期ニ於ケル其ノ納稅義務者ガ持ツテ居ル物ヲ出スコトヲ言ノノデヤナイカト思ヒマス、假ニ納稅義務者ノ方カラ言フト、今ノヤウニ政府ハ御認ニラナイト、外ノ株券ヲ持ツテ居ルモノヲ御認ニナラナイト、然ラバ其ノ時ニドウシテ納稅スルカト云フト、即チ私ノ所謂「ビ

「」ノ株ヲ現金ニ換^シテ、サウシテ納税スルト云フコトニナルト思ヒマス、
詰リ政府ガ物納ヲ御認ニナルト云フコトハ、左様ナ煩ハシイ、サウシテ不利益ナ、煩瑣ナコトヲ國民ラシテ「一ツヤラセナイデ、サウシテ國民ノ持ツテ居ル物ヲ物納ニ取ツテヤルンダト云フコトニ於ア、私ハ初メテ物納ト云フ前ガ出ア來タノアラウト思ヒマス、サウスルト物納ト云フモノハ三月三日ニ起ル問題デナクシテ、納稅期ニ於テ初ハテ納稅義務者ガ言フコトデアツテ、感ズルコトデアラウト思ヒマス、其ノ時ニ三月三日ノ財產稅ヲ計算スル基礎ニ期日ヲ以ナル物デトケレバ物納ニナラナイト云フコトハ、チヨツト當識ノ上カラ言フデ、非常ニ考ニクイヤウニ私ハ思フノデアリマスガ、ソコノ所ヲ分ルヤウニモウ一ツ説明ラ政府委員カラ御願シタイ、議論デアリマセヌカラ、政府ノ御懇篤ナル御考サヘ承レバ宜イノデアリマシテ、況ヤ此ノ三月三日カラ此ノ規則ガ出ルノガ、既ニ六箇月モ七箇月モ遅レテ、ソレカラ又ソレニ關聯スル命令ガ出ルノハ、セウ一箇月モ二箇月モ遅レア、サウシテ穢^シ納稅ノコトヲ通告シテ、或ハ納稅ヲスルノハ來年ニ三月三日ニナルカモ知レマセヌ、此ノ一年ノ間左様ナ流通性ノアル物ノ移動ラ政府ガ許シ置イテ、何等ソレニ對スル警告モ制限モシテ居ラナイデ、サウシテ其ノ物納ト云フコトヲ言ヒナガラ、物納ハ實ハ三月三日ニ才前等ガ持ツテ居ツタ物ニ限ルンダト云フヤウナコトヲ初デ其ノ命令ニ於テ發表スルト云フコトハ、今日迄納稅義務者ハ物納ヲ許サレルト云フコトハ、稅ヲ納メル時ニ、自分ノ持ツテ居ル財產ヲ、且ソレガ正當ナ方法ニ依テ所有シテ居ル財產ヲ、物品ヲ出

コトガ出来ルノダト云フヤウニ皆了解シテ居ルト私ハ思ヒマスガ、其ノ點ニ付テ政府ハドウ御考アリマスカ
ル觀念ハ、御說ノヤウハ考ヘ方モ出来ナイコトハゴリイマセヌ、併シ物納制度ト云フモノハ、豫メサウ云フコトガ決メテアツテ、相續シタ人ハ其ノ時ニ持ツテラ、ソレハ能ク分ルト思ソ、併シゾレ居ソタ所ノ物納ヲセナケレバナラスト云フコトハ豫メ法律デ決メアルカラ、ソレハ能ク分ルト思ソ、併シゾレ居ソタ所ノ物納ヲセナケレバナラスト

ナ誤リデハナイダラウカ、今回ノ財產
税ノヤウナモノハ、是ハ所謂今迄ニ大キ
イコトデアルシ、又恐ラク後世ニヨ
ナイコトデアラウト云フーツノ場合チ
アツテ、サウシテオマケニ先程カラ
譲々中上ゲルヤウニ、三月三日デ押ヘ
置キナガラ、ソレノ本當ノソレノ實行
ナリ詳シイコトガ分ルノガ六箇月モ七
箇月モ八箇月モ後ダト云ノサウ云ノセ
ウナノト、相續稅ニ於テ豫メ我々ガマ
ダ相續人ノ前ノ者ガ生キナ居ル時分カ
ラ、決メテ居ル相續稅ノ物納ト同一ニ御
議論ニナルト云フコトハ私ハ分ラズ
イ、ソレハドウ云フ工合ニ心得タラ宣
シイデアリマセウカ

○政府委員(池田勇人君) 相續稅ニ付
ケ設ケマシタ物納ノ制度ハ、其ノ制度
ガ矢張リ財產稅ノ物納ノ制度ニモ適用
ニナルト云ソコトハ、私ハ當識のニ
ヘテ普通デハナカト思ヒマス、又相
續稅ニ付キマシテハ、相續開始後大キ
相續財產ニナリマストニ、三年ヲ要ス
ルノデゴザイマス、是ガ通例ニナツク
居リマス、財產稅ノ場合ニ、三月三日
カラ、サウシテ此ノ物納制度ガハツシ
リ命令案テ書カレマス迄ニ、六、七箇
月ヲ要シマシテモ、私ハ納稅者ハ、相
續稅ノ物納ノ場合ト同ヤウナ規定ガ
設ケラレルト想像セラレア居ルト、確
信致シテ居ルノデゴザイマス

○慶松謙左衛門君 私ハ是ヨリ以上ニ
ナルトモウ私ノ意見ニナツク恐れ入リ品
マスカラ、モウ質問ヲ止メマスガ、最
後ニ唯大藏大臣ニ御聽キシタインハ、
設ケラレルト想像セラレア居ルト、確
信致シテ居ルノデゴザイマス

云フヤウニ、此ノ物納ト云フコトヲ命
令フ御設ケニナル時ニ御決メ下サルト
云フヤウナ御考ハナイデセウカ、一言
大藏大臣カラ御伺シタイ

○國務大臣(石橋湛山君) マア物納ノ
コトハ今局長カラ繕々御説明申上ゲマ
シタガ、建前ハ局長方言ノ通りト私モ
信ジテ居リマス、殊ニ物納ノ範囲ヲ御質
問ノ御趣旨ノヤウニ非常ニ擴ゲルト云
ノエハ、色々ノ弊害ニマア昨日ノ國債
債ノ問題モザサイマシタガ、色々ノ弊
害モアラウト思ヒマスカラ、サウ簡単
ニ八片付ケラレナイト思ヒマス、併シ
今回ノ税ハ御話ノヤウニ非常ニ特殊ノ
モノニアリ、又納稅者が非常ナ苦痛ヲ
感ゼラレルノデアリマスカラ、此ノ點
ハサウ云フ弊害ノナイン限リニ於アハ、
納稅者ニ成ルベク便宜ヲ圖ルヤウナ左
様ナ考慮ヲ致シタイト考ヘマス

○長谷川赳夫君 財産税法案ニ付キマ
シテ何ヒタコトガ多々アリマシタケ
レドモ、他ノ方々ノ是迄ノ御質問ニ依
リマシテ、私ノ御伺ヒ致シタイト思ヒ
マシタコトハ殆ド皆了解致シマシタ、
唯一點私ノ伺ヒタイノハ、此ノ第十九
條ノ戦災者又ハ引揚者ニ付テノ控除
額、此ノ規定ニ依リマスト、結局一人
ニ付アハ五千圓ト云フコトニ相成ツタ
ノデアリマスガ、實際ヲ考ヘマスル
ト、戦災者引揚者モサウデアリマス
ガ、戦災者ヤ引揚者ト普通ノ人トノ打
撃ノ程度ト云フモノハ、是ハ比較ニナ
ラヌノデアリマスガ、ケレドモ、是ハ先
づ關係方面トノ折衝ノ結果、斯ニ云フ
所ニ落著キマシタノデスカラ、是ハセ
ウ仕方ガナイト思ヒマスルガ、此ノ範
圍、是ハマア第三項ニ依リマシテ、命
令ニ譲ツアアルノデアリマスルガ、是

ハ餘程實際ニ即シタヤウニ此ノ闇闇ヲ
決メテ戴キタイト私ハ思フ、一例ヲ申
上ゲマスト、東京都ニ於キマスル昨年
ノ第六次強制疎開ノ場合デアリマス、
強制疎開ハ無論戰災者ニ當然該當シナ
イコトハ申ス迄モナインデアリマスル
ガ、實際ニ於キハ戰災者ト同ジヤウナ
人ガアルノデアリマス、第六次強制疎
開ニ於キマシナハ、御承知ノヤウニ殆
ド十日バカリノ間ニ三月末日ヲ以ア強
制疎開ガ行ハレタノデアリマシテ、其
ノ時ニ渾轄省ノ方デハ、強制疎開ノ人
達ノ家具ヤ什器ハ一切引受ケテ吳レナ
カツタノデアリマス、六月ニナラナ
ケレバ引受ケラレヌ、斯ワ云フコト
ダツタノデアリマス、從ヒマシテ強
制疎開ニ遭ツタ人ハ、自分ノ家具什
器等ヲ親戚ニ預ケルトカ、倉庫ニ入
レルトカト云ノヤウナ方法ヲ執ツテ
居ツクノデアリマスルガ、其ノ後ノ
空襲ニ依リマシテソレガ全部焼ケタト
云フ人ガ澤山アルノデアリマス、是ハ
單リ東京都ニ限ラズ、外ノ都市ニモキ
ツト同ジヤウナ例ゼアツタと思フノデ
アリマスガ、斯ウ云フモノハは決シ
テ不注意テ焼ケタト云フヤウナ場合ト
ハ蓮ノノデアリマス、運輸上チヤント
連絡ガ取ツナアツテ、直グ其ノ什器等
トノ結果、斯ウナツタノデアリマスル
ガ、サウ云フヤウナ者モ戰災者ノ申ニ
納羅出来ルヤウニ、此ノ勅令デ御決メ
願ヘヌモノデガサイマセウカ、チヨツ
ト伺ヒマス

リミシテ住宅家財ヲ減失毀損シ而モ權
災證明書ノ交付ヲ受ケテ居ル方、斯ウ
云フ風ニ決メタイト思ヒマス、御話ノ
ヤウニ權災證明書ノ交付ヲ受ケテ居ラ
レバ、稅法テハ權災者トシテ取扱フ
見込デゴザイマス

○長谷川赳夫君 サウ致シマスト、其
ノ意味ヲ此ノ第三項ノ命令ノ中ニ規定
サレマスノデスカ、ソレハ實際ノ取扱
ニ御任セニナリマスカ

○政府委員(池田勇人君) 命令ニハ、
戰鬪行爲ニ依リマシテ住宅家財ノ減失
毀損シタ方テ而モ證明書ノ交付ヲ受ケ
テ居ル者、斯ウ規定致シタイト思ヒ
マス

○長谷川赳夫君 濟ミマシタ

○男爵八代五郎造君 昨日私病氣ノ爲
ニ休ミマシテ、其ノ間ニ下ナタカガ御
質問ニナツタカモ知レマセズガ、簡單
ナ質問ヲ一二サセテ戴キマス、財産申
告當時ニ長期ノ預貯金ニ對シテハ財產
稅ノ課稅ガ相當額減減サレル、サウ云
フコトノ了解ノ下ニ、長期ノ預金ヲシ
タ者ガ相當アラウト想ヒマス、其ノ後
ノ情勢カラ了解シマスルト、其ノコト
ハモウ沙汰止ミニナツタト云ソヤウニ
モ了解シテ居リマスガ、ソレニ對シテ
政府ノ御説明トシテ、如何ニモ遺憾デハ
アルガ、預貯金者ニ對シテ得心ノ行ク
ヤウナ方法ヲ講ズル、サウ云フ言明ガ
アツタサウデゴザイマスガ、其ノ得心
ノ行ク方法ト云ノハドウ云ソコトデ
ゴザイマセウカ、具體的ニ伺ヒタ
思ヒマス

○國務大臣(石橋湛山君) 實ハ是ハ御
察シノ通り、色々ノ關係カラ前内閣時
代ニサウ云ノ約束ガアル、ソレハ落シ
タ譯デアリマス、唯我々トシテハ之ヲ
落シタモノモ、其ノ當時ハ財產稅モ一萬

ガ、今度十萬圓以上ト云フコトニナリ
マシタカラ、事實上ニ於テハ其ノ預金
ニ付テノサウ云フ特點ヲ廢止シテモ、
又ソレデモ影響サレル方モ無論アリマ
セウガ、高額ノ人達ヨリ普通ノ人達ハ
是デ十萬圓以下ノモノハ財産税ハ課カ
ラナイカラ、事實ニ於テハ大シタ支障
ハアルマイ、斯様ナ考デ居リマス、特
ニ十分納得ガ行クヤウナト云フコトヲ
賣ハナカニ方法ハナイノデアリマス
ガ、今申シ上ゲマヤウニ十萬圓以下
財產税ガ課カラナイカラ大多數ノ方ニ
ハソレデ我慢ワシテ戴ケルダラウ、斯
ウ云フコトヲ申上ゲル以外ニハナイノ
デアリマス

アリマスシ、ソレカラ又大蔵省ノ何等
ノ指令ガナイカラ、依然トシテ長期預
金ノ制限ヲシテ居ルノダト云フノモア
ルヤウデアリマス、サウ云フヤウニ端
ニ於「ハ統一サレテ居ナイヤウデゴ
ザイマス、益々中堅階級ノ資産生活者
ガ困惑スル譯アリマスガ、此ノ點ニ付
テ何等力具體的ニ政府ノ方が發表サ
レテ、安心ノ出來ルヤウニ此ノ際國家
ノ爲ニ税金ノ額ヲ輕減サレルト云フ
トヲ、何處迄モ約束ダカラト言ツテ主
張スルト云フ、サウ云ノ國民モソント
ニ澤山ハナカラウト思ヒマスケレド
モ、併シ政府ガ一旦約束サレタコトヲ
唯其ノ儘有耶無耶ニ葬ツシマフト云
フコトモ、政府ノ威信トシテ甚ダ遺憾
ナコトト思ソノデアリマス、何カ御腹
案デモアリマシタラ伺ヒタイト思フ
デアリマスガ……

ルヤウデアリマスガ、是ハドウ云ノ風ニナサイマスカ、相當大キナ金額デアリマスカラ、之ヲ政府ガ納稅者カラ取ツテ金ニ換ヘル迄ニ於テノ期間ガアルト想フ、之ヲ其ノ間管理スルノニドウ云フ風ニナサルカ、又ソレニ要スル費用及ビ金ニ換ヘル費用ガ、百四十億ノ何割位ガサウ云フコトニ費サレマスカ、御見込ガゴザイマセウカ、伺ヒタカイト思ヒマス

○板谷順助君 私ハマダ終リマセヌ、
アナタニ通告シテアリマス
○委員長(三土忠造君) 財産税關係ハ
是デ一應終ツタコトニ致シマス
○板谷順助君 大藏大臣ニ重要ナ問題
ニ付テ質問ガアリマス

○座長(三土忠造君) ソレデハ財産
稅關係ハ、一應是デ済ンダトシテ、後
ノ諸案ヲ一括シテ議題ニ致シマス、板
谷君、

○板谷順助君 實ハ復興金融金庫ノ特
別會計トシテ公債ヲ發行スル件、此ノ
件ニ付キマシテ、私ハ此ノ法案ノ委員
會ノ討論ニ於テ、役員或ハ委員ヲ御選
ビニナル際ニハ、洁廉潔白、練達堪能
ノ士ヲ目標トシテ御選ビ願ヒタイト云
フコトヲ申上ゲテ居ツタノデアリマス
ルガ、遺憾ナガラ第一歩トシテ、此ノ
復興金融金庫カラ融資シタコトニ付
問題ガ起ツテ居ル、ソレハ即チ石炭ノ
補給金ヲ日當トシテ復興金融金庫カラ
二億五千萬圓ノ融資ヲシ、其ノ金ヲ取
敢ヘズ炭鑛業者ニ「トン」八十圓ノ融資
ヲスルト云フコトデ、順序カラ申シマ
スルナラバ、日炭カラ直接炭鑛業者
送ベルキ筋合ノモノデアル、然ルニ民間
ノ團體トシテノ石炭礦業會ト言ヒマス
カ、此ノ礦業會ノ手ヲ通ジテ、或方面ニ
其ノ金ヲ送ルコトニナツテ居ツタノガ
人ノ名前ハ申シマセヌケレドモ、其ノ
内百萬圓貸セ、若シ出來タラバ六十
萬圓貸セト云フコトデ、其ノ一部ノ金ヲ
押ヘテ炭鑛業者ニ渡サナイ、斯ウ云
事實ガアルノアリマス、段々調べテ
見マシタトコロガ、所謂此ノ石炭鑛業
會ノ部會長ニナツテ居ル者ハ札村キノ
前科ノアル者デ、斯ウ云フ人間ヲ採用

シテ居ツテ、其ノ結果日炭ノ方ノ側ニ
言ハセマスルト云フト、此ノ手ヲ通ズ
ルナラバ、炭礦業者ニ早ク其ノ金ガ渡
ルト言フノデアリマシテ、先般石炭廳
ノ長官ヲ呼ビマシタケレドモ、マダ就
任勿々デ事情が分ラナイ、次長ニ來ア
貰ツテ其ノ點ヲ質シマシタガ、自分ハ
能ク分ラヌカラ調査ヲスルト云フコト
デアリマスルガ、大藏大臣ハ、即チ此
ノ復興金融金庫ヲ監督ナサル上ニ於
テ、其ノ御詰ヲ御聽キニナリマシタカ
ドウカ、其ノ點カラ一ツ……

○國務大臣(石橋湛山君) イヤ私知リ
マセヌ、一ツドウ云フヤウナ事情デア
ルカ、調ベマス

○板谷順助君 兎角斯ウ云フ金ハ、先
年アタリハ選舉費ナドニモ流用サレタ
例ガアルノデアリマス、デアリマスカ
ラシテ、今申上ゲマスル通り、兎ニ角
此ノ復興金融金庫ハ、所謂再建ノ、即
チ產業ノ振興ノ爲ニ敏速果敢ニ出サナ
モ、又此ノ融資ニ付アハ、判断ヲ誤ラ
ヌヤウニ、十分ニ一ツ御注意ヲ願ヒタ
イ、此ノ點ヲ能ク一ツ御調ニナツブ、
十分ニ一ツニ對スル所ノ善後處置フ
御講ジフ願ヒタイ、ソレダケデス

○黒田英雄君 私ノ御尋ネ申シタイノ
ハ、大藏省預金部等損失特別處理法案
ニ對シテデゴザイマス、ソレノ第四條
ニ於ア、預金部特別會計ニ於キマシ
テ、色々ナモノノデ評價損ヲ填補シマシ
タ後ニ、「たゞ評價損の殘額があると
きは、政府は、一般會計から人藏省預
金部に、評價損の殘額に相當する金額
の範圍内において勅令で定める金額の
補償金を繰り入れる。」ト云フ風ニナツ
テ居リマスルガ、此ノ「勅令で定める
金額」ト云フノハ、ドウ云フコト御定

○政府委員(河野通一君) 御答へ致シ
マス、預金部ニ出マシタ損失ノ補償ニ
若干異ツタ取扱ヲ致スコトニナツテ居
リマス、其ノ内容ハ、大體先づ第一
ニ、預金部ノ持ツテ居リマスル所謂郵
便貯金ノ内、是ハ第一封鎖預金、第二
封鎖預金ト郵便貯金が岐レテ居リマス
ガ、此ノ第一封鎖預金ニ該當スル郵便
貯金、之ヲ支拂フ爲ニ必要ナ金額ヲ先
づ政府ガ補填致シマス、然ル後ニ於キ
マシテ、一般金融機關ノ再建整備法ニ
基キマスル補償ヲ致シマス、サウシテ
其ノ兩者ガ合計デ百億圓、詰リ金融機關
ノ再建整備法案ニ書イテアリマス、三
十三條ニ書イテゴザイマス百億圓ニ滿
タナイ場合、詰リ百億圓ガマダ餘裕ガ
残リマシタ場合ニ於キマシテハ、其ノ
百億ノ範圍内ニ於テ、郵便貯金ノ中第
二封鎖預金ニナツテ居ルモソガゴザイ
マス、此ノ第二封鎖預金ニ對スル補填
ニ充テル、從ヒマシテ郵便貯金ニ對ス
ル政府ノ補償ハ二段ニ岐レル、第一段
ハ第一封鎖預金、是ハ全額其ノ儘補填
致シマス、ソレカラ第二段ノモノハ、
金融機關ノ再建整備法ニ基キマスル補
償ト、郵便貯金ノ第一封鎖預金ノ補償
トヲ併セテ百億ニ滿タナイ場合ニ於テ
ハ、其ノ剩ツタ金額ノ中デ、郵便貯金
ノ第二封鎖預金ニ相當スル部分ノ補填
ニ充テル、斯ウ云フコトデアリマス
○黒田英雄君 ソレデ能ク分リマシタ
ガ、サウシマスルト云フト、結局郵便
貯金ノ第一封鎖預金ニ充テル分ハ、是
ハ優先的ニ全額補償ガ出來ルコトニ相
成ル譯アリマスガ、第二封鎖預金ニ
當ル部分ニ付テハ、殘額ガアツタ場合

デナイト補償ハ出來ナイ、繰入レガ出
來ナイト云フコトニナル譯デアリマス
カラ、勅令デハ其ノ順序ヲ御定ニナル
ダケデアツテ、金額ガ凡ソドウナルカ
ト云フ御見込ハ今ノ所ハ立ツテ居ラヌ
ト云フヤウニ了解シテ宜シウゴザイマ
スカ

○政府委員(河野通一君) 御詔ノ通リ
デゴザイマス、但シ大體私共ノ見透シデ
ハ今第二封鎖預金ニナツテ居リマスル
郵便貯金ハ僅カ六、七億ダト思ヒマス、
從ヒマシナ其ノ程度ノモノハ百億ノ内
デ拂ヘルノデハナイカト考ヘテ居リマス
ス、是ハ的確ナ數字ハ、一般モ申上ダ
マシタ通り企業全體ノ整理ヲヤツテ目
マセスト數字ハハツキリ分リマセヌ、
的確ニ申上ダ兼ネマス

○子爵大河内輝耕君 ドナタモゴザイマ
マセヌケレバ、小サイ法案ニ二、三點伺
ヒタイ、此ノ企業整備資金措置法ヲ廢
止スル法律案ガ提出ア居リマスガ、是ハ
修正ニナリマシタガ、此ノ修正ニナツ
タ理由ト、之ニ政府ハ同意シタカドウ
カト云フコトニ付ゾハ、本會議デ御説
明ガアツタト思ヒマスガ、アツタラノデゴ
ニ二度ハ伺ヒマセヌガ、アツタノデゴ
ザイマスカ

○政府委員(河野通一君) 本會議デ御
説明申上ゲテ居リマス、政府トシテハ
異存ナイト云ソコトデ、同意致シテ居
リマス

○子爵大河内輝耕君 ソレカラ次イデ
帝國鐵道、通信事業ノ借入金ノ何ガ出
テ居リマスガ、是ハ資本勘定ダケデゴ
ザイマスカ、収益勘定ノ不足モヤラレ
ル譯デスカ

○政府委員(石原周夫君) 此處ニ出ア
居リマス、借入金ノ全部収益勘定カラ
出テ居リマス

○子爵大河内輝耕君 チヨツトハツキ
リ聞エマセス
○政府委員(石原周夫君) 全部収益勘
定ノ分デアリマス
○子爵大河内輝耕君 収益勘定ニ是ダ
赤字ガ出ルト云フコトニナルノデ
スカ
○政府委員(石原周夫君) サウ云フ譯
デアリマス
○子爵大河内輝耕君 次ニ復興金融金
庫ト産業復興營團ノ拂込公債デスガ、
此ノ數字ノ根據ハドツカラ出テ居ルノ
デスカ、四十二億八千六百萬圓……
○政府委員(石原周夫君) 現在ノ發行
價額ガゴザイマスノデ、現在ノ發行價
額デ計算ヲ致シマシテ四十二億ト云フ、
何ト申シマスカ手取金額ガ出ル計算デ
ゴザイマス
○子爵大河内輝耕君 其ノ四十二億ノ
手取金額ハドレカラ來テ居リマスカ
○政府委員(石原周夫君) ソレハ現在
ノ公債ノ發行價額ガ九十八圓ニアリ
マス
○子爵大河内輝耕君 サウヂヤアリマ
セス四十二億ト云フノハ、發行價額ヲ
私ハ伺ツテ居ルノデヤナイ、ドウシテ
是ダケノ金が要ルノカト云フコトヲ伺
ツテ居ルノデアリマス
○政府委員(石原周夫君) 復興金融金
庫ニ於キマシテ四十二億ノ……、チヨ
ツト伺ヒマスガ、此ノ四十二億八千六
百萬圓ガ復興金融金庫ノ方デドウシテ
要ルカト云フコトデゴザイマスカ
○子爵大河内輝耕君 サウデス
○政府委員(石原周夫君) 四十二億八千
六百萬圓ト云フノハ、先程申上ガマシ
タヤウニ、九十八圓ノ金額デ換算致シ
マシテ四十二億八千六百萬圓ノ公債ヲ
出シマス、是ハ公債額面デアリマスル

カラ、從ヒマシテ其ノ手取金ハ四十二億八千六百萬圓ニ相成リマス、ソレノフ四十億圓ヲ復興金融金庫ニ、二億圓ヲ産業復興營團ノ出資金ニスルノデアリマス
○子爵大河内輝耕君 其ノ算出ノ根據ヲ伺ツテ居ルノデス
○政府委員(石原周夫君) 算出ノ根據ヲ、何度モ同ジコトヲ聽カナケレバナラナイ
○政府委員(三木秋義君) 産業復興營團ノ關係ハ出資金ヲ二億圓ト計上シテ居ル譯デアリマスガ、其ノ二億圓ノ算出ノ根據ト致シマシテハ、一應産業復興營團ト致シマシテ、差當ツテ近クナ億圓内外ノ金ガ要ル譯デアリマスガ、其ノ事業ニ使ヒマスル資金ハ、是ハ全般ノ流動資本トシテ、例ヘバ從業員ノ給料ヲ拂フトカ、其ノ他ノ什器消耗部復興金庫カラ借りリ譯デザイマス、テ居ルノデアリマス、今迄ノ産業設置費ニ使フトカ、サウ云々風ナ一般ノ経費ニ充テマスモノワ此ノ出資金ノ利子ノ中カラ出シテ行キタイ、斯様ニ考へ、從業員ノ利子デ以テサウ云フ經常費ヲ賄ヒ得ルト云々計算ニナリマスルノデ、一應大體二億圓程度ノ出資金ガアレバ、其ノ利子デ以テサウ云フ經常費ヲ賄ヒ得ルトシテ其ノ儘持ツテ居ル譯デアリマス、茲ニ資本金ト致シマシテ二億圓ヲ計上致シタ、斯ツ云々結果デアリマス
○子爵大河内輝耕君 其ノ公債ハ一體ス、別ニ處分ヲスル譯デゴザイマセドウ

ヌ、其ノ金利デ以テ日常ノ經費ヲ賄ツ
テ行キタイ、斯様ニ考ヘテ居ル次第デ
アリマス
○子爵大河内輝耕君 併シ終ヒニハ清
算ニナリマセウナ、此ノ仕事ガ済ンダ
ラバ、公債ハ返サナケレバイケナイ
○政府委員(三木秋義君) 最後ノ清算
ノ場合ニハ、當然産業復興營團ノ資產
ト致シマシテ整理ノ對象ニナルト思ヒ
マス
○子爵大河内輝耕君 次ニ自作農創設
特別會計法案ノ中デ、證券 出スト云
フコトガアリマスガ、此ノ證券ハドノ
位ニナリマス御見込デアリマスカ、數
字ヲ:
○政府委員(石原周夫君) 今手許ニ數
字ガガザイマセヌカラ後程御答ヘ申上
ゲマス
○板谷順助君 私ハ運輸大臣ニ伺ヒタ
イノデゴザイマスガ、先般全國ノ乗合
自動車業者ガ東京ニ大會ヲ開キマシ
タ、其ノ際運輸大臣並ニ自動車局長
ハ、將來省營トシテハ現在民營ガヤツ
チ居ル路線ニ對シテハヤラナイト云フ
御言胡ガアツタサウデアリマス、然ル
ニ先般鐵道會議ニ於テ、運輸省ガ計畫
サレテ居ル所ノ路線ニ付テ之ヲ認メタ
ト云フヤウナ關係カラ、其ノ路線ナル
モノガ現在民營ガ相當ニヤツテ居ル線
ニ當ソチ居ルト云フヤウノ關係カラ、
是ハ北海道アリマスルガ、更ニ又北
海道カラ之ニ關スル所ノ有志ガ出テ參
リマシテ色々本省ニ參ツテ話合ツタ所
ガ、本省ノ或課長ガ非常ニ不穩ナ言動
ヲ弄シテ、率直ニ中スナラバ、大臣ガ
何ト言ハウガ、次官ガ何ト言ハウガ、
決ツタコトハヤルノダト云フヤウナ問
答ガアツタサウデアリマス、大體現在
ノ省營自動車ガ、是ハチヨトツ數字ガ

間違ツて居ルカモ知レマセヌガ、一億五千萬ノ經費ヲ要スル所、收入ハ殆ド八千圓デアル、恐クハ省營ヲ望ム者ハ、國家ノ仕事デアルカラシテ、或ハ設備モ完全ダラウ、或ハ運賃モ安イグラウ、トスウ云フ意味ニ於テ全國ニ於テ省營希望者ガアルノデアリマス、併シナガラ現在ノ運輸省ト致シマシテハ、赤字ニ赤字ヲ重ネテ居ルト云フ状態デアリマスルカラシテ、所謂民營ニ對シテ出來ルダケ之ヲ獎勵シテ、設備ノ改善ズベキモノハ監督官廳トシテ十分之ヲ監督シテ、サウシテ成ルベク鐵道ト致シマシテハ、現在ノ鐵道ノ幹線ヲ、ヲ壓迫スルト云フコトハ甚ダ其ノ當ヲウナ方針ノ下ニ、今申上ゲマスル通り、民營ガ相當ニヤツテ居ルモノヲ、之得ナイト思ヒマス、又大臣ノ言明ニ對シマシテモ、イヤ決シテソンナコトハナイト言ツテ、北海道カラ出テ來タ者ヲ私ハ歸シタノデアリマスルガ、之ニ對シテ此ノ委員會ニ於テハツキリ一ツ御答辯ヲ願ヒタイト思ヒマス

部分デアリマス、原則的ニハ省營ヲラジ
ナライデ、現在新シイ車デモ大部份ハ
民營ニ渡シテ居ルノデアリマス、唯ヤ
ラザルヲ得ナイ少部分ニ對シテ計畫ヲ
持ツテ居ルト云フコトハ事實デアリマス
ス、積極的ニハサウ云フモノハヤラ
ス、其ノ場合デモ業者ト協定ヲシテヤ
ルト云フ方針ヲ執ツテ居リマス
○板谷順助君尙念ノ爲ニ伺ツて置キ
マスルガ、例ヘバ現在民營ガヤツテ居
ル、多少路線ガ寄ツテ居リマシテヤ
モ、所謂竝行線ナルモノハ、業者ノ了
解ヲ得ザル限りハ絶対ニヤラヌ、斯ウ
云フ御方針デアリマスカ

トハ承知シテ居リマス、ソニデ私ノ考
トシテハ演習會ヲ成ベク早ク改組致シ
マシテ、船ヲ船主ニ戻シ、其ノ戻シタ
後ニ船主ノ計算ニ合フヤウニ運賃ノ値
上げヲシテ行クコトガ一番宜ノダト考
云フ考ヲ以テ今倅船料ヲ上ゲルヨリモ
其ノ方ガ根本的ニ解決出来ルノデハナ
イカト斯ウ云フ風ニ考ヘテ居ツタノデ
アリマスガ、色々「ヂ一エツチ・キユー
ト」ノ關係デ改組ガ遅レテ居ルノデ
アリマシテ、改組ガ遅レル以上ハ倅船料
料ヲ上ゲルコトガ當然デアルト考ヘマ
シテ、口下幾ラニ上ゲタラ宜イノカト
云フコトニ付キマシテ價格ヲ今調査中
デアリマシテ、成ルベク早イ機會ニ倌
船料ノ値上ゲラ實行シタイト考ヘテ居
リマス

○板谷順助君 鐵道運賃デモ既ニ値上
ゲガ最近ニ於テ發表サレルノデアリマ
スカラ、成ルベク早イ機會ニト云フコ
トデナク、是ト並行シテ或程度迄上ゲル
ノガ私ハ當然デハナイカト思フノデ
アリマス、サウセント釣合ガ採レマセ
ヌ、ノミナラズ現在ノ船主ト致シマシ
テ、非常ナ悲境ニ陥ツテ居ツテ倅船料
ダケデハ今日ノ計費モ償ハナイト云ム
状態デアリマス、又保険料ヲ一時ニ五
倍値上ゲスルト云フコトハ、是ハ一面
實ニ不都合千萬ナ話デアリマシテ、之
ニ對シマシテモ矢張リ運輸省トシテハ
十分ニ監督スルダケノ義務ガアルノデ
ハナイカト私ハ考ヘルノデアリマス、
シテハ之ヲドウカシテヤリタイケレド
モ其ノ筋ノ關係ニ於テ之ヲ保険會社ガ
支拂フコトガ出來ナイト云フヤウナコ
トデアリマスガ、是モ其ノ筋ノ關係ガ

アルト致シマスレバ、出来ルダケ御御テ、之ヲ利用スルト云フコトニ付ナ。ツ御考ヲ願ヒタイト思フノデアリマスカス、此ノ點ニ付テ如何デアリマスカ
○國務大臣(平塚常次郎君) 沈没船ヲ引揚ガ居リマスケレドモ、今ノ費用ノ出ス方法ト云フヤウナコトニ付ナハマダ其居リマスカラ、直ニドウ云フ關係ニアルカト云フコトヲ調査シテ出來ルダケ援助ヲシテ行キタイト考ヘテ居リマス
○板谷順助君 運輸大臣ニ對スル質問
臣ト河合厚生大臣ニ對シテ日本ノ再建ニ付テノ勞資調整ノ問題ニ付テ伺ヒタクイト思フノデアリマスガ、併シ厚生大臣オイデニラヌナラバ諸國務大臣ニ付テノ負担テ一ツ御答辯ヲ頼ヒタクイ、斯ウ思フノデアリマス、要スルニ現在ノ社會情勢ハ申上ゲル迄モナク勞資問題ヲ解決セザル限りハ私ニ産業ノ復興ハ絶対ニ不可能ト思フノデアリマス、若シ此ノ威行ニ任セテ置キマシタナラバ恐ラクハ勞資共倒レニナツテ、再び起ソコトノ出來ナイヤウナ狀態ニナツテ初メナ目ガ覺メル、是デヤモウ時期ガ遅イ、日本ガ滅亡ニ瀕スルト云フヤウナ狀態ニ私ハ陥ルト思フノデアリマス、ソコデ問題ハ現在ノ我ガ國ニ於キマシテハ資本家ラシイ資本家ハナイ、今後ニ於キマシテモ殆ド富ノ再分配が行ハレ、補償ハ打切ラレ、財產稅ハ取ラレタ、其ノ結果ト云フモノハ「アメリカ」、英國ノ如ク所謂資本ト勞働カルモノノ區分ガハツキリシテ居ラヌ、ソコデ何ト云ツテモ今後ノ我ガ國ハ中小商工業者ガ中心トナツテ之ヲ活

アリマス、其ノ點カラ考へマシテ從來ノ資本主義ナルモノハ色々弊害モアツタデアリマセウ、併シ今後我が國ノ産業ノ再建ト云ノコトニ付キマシテハ、新タニ打立テラレタ所ノ資本主義ヲ基調トシテ進ムヨリ外ニ途ハナイト思フ、ソコデ此ノ資本主義ト云ノコトニ付キマシテ此ノ場合所信ヲハツキリ御示シヲ願ヒタイ、ト申上ゲマスルヨトハ大體勞働者或ハ資本家ト申シマシテモ是ハ觀念ノ問題、人間ニ依ツチ區分サレルベキ筋合ノモノヂヤナイ、然ルニ戰時中御承知ノ通り從來勤勞大衆ト稱セラレタル者ガ皆事業家ニ變ツテ居ル、或ハ今後ニ於テ我レハ勞働者ナリト言ツテ居ツテモ何時デモ自分ノ勤勉努力ニ依ツテ事業家ニ變リ得ル運命ヲ持ツテ居ルノデアリマス、從ツテ今申上ゲマスル通り平時ノ國家財政ノ豊力ナル時代ニ於キマシテハ社會政策モ徹底的ニ行ハレルト思フノデアリマス、併シ御承知ノ通り財政ハ貧困デアリ、屢々膳國務大臣ノ仰せノ通り思ノヤウニナカノ実行ガ出來ナイ、例ヘバ卑近ナ例ヲ申上ゲマスルナラバ社會政策ノ意味ニ於テ戰災地ニ於ケル所ノ住宅營團ナルモノガ出來タガ、果シテ如何ナル所ノ結果ヲ來タシテ居ルカ、言フ迄モナク恩フヤウナ建物モ出來ヤシナノ、併シナガラ一方民間ニ於キマシテハ如何ナル工面ヲシテモ如何ナル工夫ヲシテモソレハ金融・途ヲツケ、家ヲ建テ、居ル、斯ワ云フ狀態デアリマス、デアリマスカラ是ハ政府ガ所謂今后ニ於ケル所ノ我ガ國ノ企業ハ資本主義ヲ基調シタル基礎ノ上ニ立ツテ行カナカソダナラバ私ハ此ノ日本ノ再建ト云フモノハ困難ト思フノデアリマ

ス、御承知ノ通り最近共産黨が跋扈シテ居ル、共産黨ナルモノハ日本ヲ建設スルノカ、破壊スルノカ了解ニ苦シム、殆ド社會ヲ混亂ニ陥レルヤウナ狀態ニナツテ居ルノデアリマスルガ、斯ウ云フ點ニ對シテ政府ガ：「勿論勞働組合法其ノ他ノ關係モアリマセウガ」、勇氣ト信念ヲ持ツテ是等ニ對シテ禦フベキモノデヤナイカト私ハ思ノノデアリマス、此ノ點ニ付テ古イ話アリマスナレドモ、司法大臣ガ生産管理ガ穩當ニ行ハレタナラバ干涉シナイ、生産管理ナルモノハ既ニ闡議ニ於テ之ヲ否定シテ居ル、又穩當ニ行ハルレ譯ハナイノデアリマス、所謂爭議ノ結果ニアラザレバ、生産管理ナルモノハ行ハレハシナイ、デアルカラシテ、至直ニ申スナラバアツチニモ宜イヤウナ、コツチニセ宜イヤウナ、信念ニ缺ケタ結果、或私ハ社會不安ノ狀態ヲ増サセル結果ニシテ居ル、又穩當ニ行ハルレ譯ハナイノデアリマス、所謂争議ノ結果ニアラ

ノ問題ヲ付テ古イ話アリマスナレドモ、司法大臣ガ生産管理ガ穩當ニ行ハレタナラバ干涉シナイ、生産管理ナルモノハ既ニ闡議ニ於テ之ヲ否定シテ居ル、又穩當ニ行ハルレ譯ハナイノデアリマス、所謂争議ノ結果ニアラザレバ、生産管理ナルモノハ行ハレハシナイ、デアルカラシテ、至直ニ申スナラバアツチニモ宜イヤウナ、コツチニセ宜イヤウナ、信念ニ缺ケタ結果、或私ハ社會不安ノ狀態ヲ増サセル結果ニシテ居ル、又穩當ニ行ハルレ譯ハナイノデアリマス、所謂争議ノ結果ニアラ

ノ問題ヲ付テ古イ話アリマスナレドモ、司法大臣ガ生産管理ガ穩當ニ行ハレタナラバ干涉シナイ、生産管理ナルモノハ既ニ闡議ニ於テ之ヲ否定シテ居ル、又穩當ニ行ハルレ譯ハナイノデアリマス、所謂争議ノ結果ニアラ

ノ問題ヲ付テ古イ話アリマスナレドモ、司法大臣ガ生産管理ガ穩當ニ行ハレタナラバ干涉シナイ、生産管理ナルモノハ既ニ闡議ニ於テ之ヲ否定シテ居ル、又穩當ニ行ハルレ譯ハナイノデアリマス、所謂争議ノ結果ニアラ

ノ問題ヲ付テ古イ話アリマスナレドモ、司法大臣ガ生産管理ガ穩當ニ行ハレタナラバ干涉シナイ、生産管理ナルモノハ既ニ闡議ニ於テ之ヲ否定シテ居ル、又穩當ニ行ハルレ譯ハナイノデアリマス、所謂争議ノ結果ニアラ

ノ問題ヲ付テ古イ話アリマスナレドモ、司法大臣ガ生産管理ガ穩當ニ行ハレタナラバ干涉シナイ、生産管理ナルモノハ既ニ闡議ニ於テ之ヲ否定シテ居ル、又穩當ニ行ハルレ譯ハナイノデアリマス、所謂争議ノ結果ニアラ

ノ問題ヲ付テ古イ話アリマスナレドモ、司法大臣ガ生産管理ガ穩當ニ行ハレタナラバ干涉シナイ、生産管理ナルモノハ既ニ闡議ニ於テ之ヲ否定シテ居ル、又穩當ニ行ハルレ譯ハナイノデアリマス、所謂争議ノ結果ニアラ

ノ問題ヲ付テ古イ話アリマスナレドモ、司法大臣ガ生産管理ガ穩當ニ行ハレタナラバ干涉シナイ、生産管理ナルモノハ既ニ闡議ニ於テ之ヲ否定シテ居ル、又穩當ニ行ハルレ譯ハナイノデアリマス、所謂争議ノ結果ニアラ

○片岡直方署 宜シウゴザイマス、私
ガ何故ニ幣原國務大臣ノ御出席ヲ求メ
タカト云フコトニ付キマシテ一應申上
ゲア、決シテ賄國務大臣ガ惡イト云フ
譯デハナイ、趣意ハ、先程私ガ所用ガ
アリマシテ出ア居ツタ間ニ御質問ガ
レマセヌガ、サウ云フ意味デ申上ゲタ
出タト云フコトデアリマスガ、昨日チ
ヨツト片鱗ニ觸レテ申上ゲタコトガア
リマスガ、或ハ御質問ト重ナルカモ知
レマセヌガ、サウ云フ意味デ申上ゲタ
ト云フコトヲ襲ニ申上ゲテ置キマス、
ソレハ三月三日ニ預金ヲ封鎖サレタ時
エ一年据置ヲスルナラバ撃除スルト、
斯ウ云フ問題デアリマス、實ハ此ノ問
題ニ付キマシテハ、私ハ豫算總會ニ於
キマシテ總理大臣、大藏大臣、又大藏
省ノ分科會ニ於テ政府委員ニ御質問シ
タノデアリマスガ、何レモ不満足デア
リマス、ソレデ實ハ此ノ預金ト云フヤ
ウナ問題ニ付キマシテハ、矢張リ内閣
ガ迭ル度ニ預金ニ對スル方針ガ變ルト
云フコトハ是ハ非常ニ惡イコトデア
ル、其ノ都度變ルト云フコトノ爲ニ國
民ニ信ヲ失フノダ、斯ウ云フ風ニ私ハ
考ヘマスノチ、何故ニサウ云フ風ニ前
ノ内閣御決メニナツタコトヲ今度ノ
スルト、是ハ分ラヌ、幾ラ事情ヲ御話
ニナツテモ、具體的ニハツキリ御話ニ
ナラナケレバ、一般ノ民衆ハ是ハ分ラ
ヌ、分ラヌ中ニ段々誤解ヲ生ジマシ
テ今ノ政府ヲ段々信賴セヌ、斯ウ云

リマスノデ、甚^メ恐縮デアリマシタケレドモ、幣原國務大臣ニ御出席ヲ求メタヤウナ次第アリマス、ソコテ本論ニ入りマシテ御伺ヒ致シマスガ、實ハ得ニ政府ノ責任ニ於テトスウ言フ、是ハ明確ナコトデアリマス、是ハ政府委員モハツキリ其ノ通りダト言明ニナツタノデアリマス、即チ特定ノ預貯金ト云フノハ、三月二日迄ニサレタ一年以上ノ長期据置ノ預貯金及ビ國債免除率ハ五萬圓以下三割、五萬圓乃至十萬圓二割、十萬圓以上五十萬圓迄一割、五十萬圓以上百萬圓迄五分トスル、斯ノ範圍ニ付テモ明瞭ニ優遇ヲ受ケル所ウ云フ風ニ明確ニ御示シニナツテ居リデアル（イ）郵便年金（ロ）銀行及び不盡會社ニ對スル預貯金、定期積立金（ハ）市町村農業會、信用組合及ビ市街地信用組合ニ對スル預貯金、定期積金（ニ）商業組合、工業組合、商業組合、統制組合、貿易組合、漁業協同組合、漁業會、製造業會、自動車運送事業組合、鹽業組合聯合會、工業組合聯合會、商業組合聯合會、貿易組合聯合會、自動車運送組合聯合會、都道府縣農業會、農林中央金庫、商工組合中央金庫及ビ庶民金庫ニ對スル預貯金並ニ恩給金庫ニ對スル寄託金（ホ）金錢信託、斯ウ云フ風ニ明確ニ非常ニ國民ニ能ク分ルヤウニ、徹底スルヤウニ御示シニナツタノデアリマス、ソレデ國民ガ全部之ヲ信賴致シマシテ、通帳ニ一年据置ト云フコト

ク信賴シテ其ノ通り實行シタノデアリマス、然ルニ政府ハ其ノ點ハ御質問シタケレドモ要領ヲ得マセヌデシタ、サウシテ其ノ中ニ財産稅法ガ出た時ニ定期預金ノ償還取止め、斯ウ云フコトヲ御發表ニナツテソレデ御終ヒニナツタ、此ノ事柄デアリマス、是ハ非常ニ重大ナコトデアリマシテ、大體預金ヲ集メルニハドウシタラ宜イカト云フコレタデアリマスガ、是ハナカノ、容易ナラヌコトデアル、戰爭中ハ誤レル軍閥ノ下ニ我々ハ嘯サレテ、非常ニ強制貯蓄ヲ強ヒラレテサウシテ貯金ヲ致シタラノデアリマス、サウシテ兎ニ角必勝ノ信念ノ下ニ貯金ヲシ、預貯金ヲヤツテ居ツタノデアリマスガ、處ガ其ノ後ニ貯於キマシテ、何ト申シマスカ精神的ノ指導精神ガナインデアリマシテ、中心ガナイ、ダカラドウ云フ目標ノ下ニ貯蓄ヲシテ宜イカ、預金ヲシテ宜イカト云フコトガ分ラヌ、斯ウ云フ次第ナノデアリマス、デアリマスカラ、サウシテ御發表ニナリマシタ御示シノ下ニ眞劍ニ國民ハ其ノ通リダト云フコトヲ固ク信ジテ之ヲ本當ニ實行シタノデアリマス、處ガソレガ一片ノ通牒デ以テ、此ノ定期預金優遇取止め、据置キ預貯金優遇廢止、是デ御終ヒ、是テ國民ハ非常ニ失望落膽シタノデアリマス、凡ソ銀行ニ預金ヲ集メマスコトハナカノ、至難ノコトデアリマシテ、矢張リドウスルカト言ヘバドツチニシテモ、唯簡單ニ定期預金デモ何ンデモ金利ヲ上げテ優遇シタラ預金ガ集ル思タラは大變ナ大間違デアル、又最近ノ大流行ノ富畿、是ハ限度ガアリマス、是ハ委員會ノ席上デモ主税局長カラ御示シガ

アリマシテ、或議員ノ質問ニ對シテ斯
ウ云フ御話ガアリマシタ、或議員ノ質
問ハドンノ大キナ富鐵ヲヤツテ當ツ
タ者ニハソレデ質附サセタラ宜イヂヤ
民主國ニ於アハサウ言ツタ考ヲ持ツ
居ラスト云フ御話、私ハ尤モダト組
フ、富鐵ナント云フモノハ限度
方アツツテ、サウ無茶苦茶ナ富鐵ヲヤルト云
フコトハ今ノ時代ニ合ハナイコトデアリマ
ル、サウ云フ國柄デハナインノデアリマ
ス、善良ナル風俗考ニ合ハヌ、是ハモ
ウ御尤モナンデアリマス、マア地方的
ニ富鐵ヲヤルト云フヤウナ御話ガ最近
ニアル、是ハ限度ガ決ツテ居ル、サウ
スルト云フト、官有財產ヲ民業ニ拂ヒ
ゲルカト、之ヲ御質問シタラ、ソレハ
シナインダト、殘ル所ハ強制貯蓄カ
或ハ例ヘバ、利息ヲ高クシテ集メル
カ、之ヨリ方法ガナニ、併シソシナコ
トデハ預金ハ集ツテ來ナイノデアリマ
ス、サウ云フヤウナ状態デアリマスノハ
デ、私ノ心配致シマスノハ、サウ云
風ニ國民ニ本當ニ餘リニ具體的ニ御發
表ニナツテ居ツテ、唯一片ノ通牒デ
ハ止メタト云フコトデアレバ、是ハ非
常ナ惡意反覆ヲ及シテ來ル、私ガ實ハ
驚キマシタコトハ、分科會デ御質問シ
タコトガ中國ノ新聞ニ出タサウデアリ
マス、私ハ知リマセヌデシタガ、送ツ
テ參リマシタ、サウシテ動ク日本トシ
テ出テ、私ノ質問、政府委員トノ應答
ガ出テ居ルノデアリマス、斯シナ信用
ノ出來ナイ政府ハ早ク止メテ貴ヒタ
シテドウ云フ風ナ御考ヲ持ツテ居ラ
ルカ、唯單ニ斯ウ云ツタ取止メタト云

ツタヤウナコトデ、是デ済ムト考ヘルノ
カドウカ、今後ニ於アハドウシテモ是
ハ何カ具體的ナ御考ヲ持ツ居ラレル
ダラウト思ヒマスガ、之ニ付テノ具體
的ノ御話ヲ承ラナイト、預金ヲ吸收スル
ト云ツテ幾ラ太鼓ヲ叩キ雷ヲ吹キマシ
テモ國民ハ踊ラナイ、預金ハ集ラナイ、
矢張リ預金ト云フモノハ銀行ニ集マツ
テ來ナケレバ產業ノ再開ハ出來ナイ、
是ハ事實デアリマス、之ニ對シテハ重
大ナコトデアリマスノデ、特ニマア幣
原大臣ノ御出席ヲ求メタノデアリマス
ガ、オイデニナリマセスノデ已ムヲ得
マセヌ、ドウゾ贍國務大臣ガ出來ル範
圍ニ於テ我々ノ得心スルヤウナハツキ
リシタ御答辯ヲ願へレバ幸ヒデアリマ
ス

問題ニ關聯ノアル財産税トシテ考へ直シタ譯アリマス、御承知ノ通り從前ノ考デハ軍需補償ハ拂フベキモノハ或ノ度ニ査定ノ下ニ拂フ、ソレデ後ハ財產稅、法人ニ對シマシテモ個人ニ對シマシテモ、ソレカラ又戰時利得稅ト云フヤウナサウ云フ觀念デ此ノ問題ヲバ整備スル積リテ、財產稅ニ對シマスル色約束ト申シマスカ、サウ云フ前提ノ下ニ出來テ居ツタノハ御了承下サル通りデアリマス、然ルニ此ノ五月以來方針ガ變リマシテ、少シ無理ガ行クヤウデアリマスルガ、矢張リ國家財政ノ基礎ヲ固メ、產業ノ健全ナ再建ヲ國ル爲ニハ、色々從前考ヘテ居ツタヤウナ施策デハイケナインダ、茲ニ非常ニ忍ビ難キコトハアリマスルケレドモ、是ハ總理大臣ノ提案ノ理山ニモアリマシタ通り忍ビ難キヲ忍ブ、ヤルト云フ約束シタモノハヤラナイ、全然補償打切其ノモノが非常ニ其處ニ、何ト申シマスカ、非常的ノ色彩ノモノガアルノデアリマスルガ、是ハ爲スカラザル戰爭ヲ爲シタ結果、國民ノ負ハナケレバナラナイ將來ニ對スル慘禍ヲバ思ヒ切ツテ茲ニ外科手術ヲ致シマシテ、從來ノ經緯或ハ從來ノコトニ提ハレズ、諸政策ニ一新致シマシテ、新シイスツキリマシテ是カラノ金融モ經濟モ產業モ總テ打立テ、行カウ、サウ云フ大勇猛心ノ下ニ今回ニ施策ハ考ヘラレマシタ譯デ、サウ云フ根本ノ趣旨ニ鑑ミテ戴キマシテ、國民ニ御納得フシテ戴ク、ソレデ茲ニ總理大臣モ御聲明ニナリマシタ通り、斯ウ云フヤウナ一聯ノ施策ハ非常ナ無理デハアルガ、是デ出盡シタノデ、是デ新シク打立テラレル經濟政策ニ上ニ力強ク新シイ途ヲ拓クダ、シ

此ノ根本ヲ國民ニ御了解願フ外仕様ガ
ナイト思ヒマス、ト申シマスノハ假
ニ今ノ財産税ノ問題デ、豫ア約束デア
ルカラ長期ノ利子ニ付アモ茲ニ多少ノ
考慮ヲスル、若シ其ノ約束ヲ守ルト云
フコトデアリマスルナラバ、況ヤ需雷
補償打切りノ如キ法律ヲ以テ支拂ノコ
トヲ約束シテ居ル、而モ現品ヲ購入サ
セテ其ノ支拂ツタ代金迄モ一ソノ大キ
ナ大義名分ノ爲ニ取戻スト云フ、斯ウ
云フ非常ノ時ニ、單ニ今ノ預金ノコト
ダケデ、財産税ノ問題ヲ特別ノ考慮ヲ
拂フト云フコトニナリマスレバ、全然
補償打切りノ施策ハ何ニモ出來ナイコ
トニナルノデアリマシテ、政府ハサウ
云ノ點ニ付キマシテ國民ニ所信ヲ訴
ヘ、又衷心衷情ヲ訴ヘテ、心氣一轉シタ
新シイ經濟政策ノ再建ヲバ國民ニ御協
力ヲ願フ、斯様ナ決心テ居ル譯テ、甚
ダ御質問ノ御指摘ニアリマシタヤウナ
事情ニアリマスコトハ、誠ニ是ハ遺憾
ニ堪ヘナイ次第アリマスルケレドモ、
ソ、今申上ゲマシタヤウナ一ツ趣旨ニ
鑑ミテ國民ニ御了承願フ外ナイト思ヒ
マス、唯實際ニ於キマシテハ大藏大臣
ノ今朝ノ御答辯ニアリマシタ通り實質
上ニ於テハ略ミ財產税ノ免稅點ノ引上
ガラレマシタ點ニ付キマシテ緩和セラ
レルコト存ゼラレルノデアリマス、
言葉ハ足リマセヌケレドモ、御了承ヲ
戴キタウガザイマス

此ノ方ハ辛抱シテ異レト云フヤウニ承
ハレルノデアリマスガ、個人ガ苦勞シ
テ貯蓄シタ金ト云フモノハ大分趣キガ
違フヤウデアル、私ハ議論スルノデヤ
ナイガ、サウ思フ、非常ニ深刻サガア
ルトスウ思フノデアリマス、サウ話ヲ
聴クト何カ御事情ガアルヤウニ私ニハ
推察サレマスガ、一般ノ國民ハ能ク分
リマセヌ、餘程此ノ點ハ政府ガ御注意
ニナラヌト非常ニ惡イ影響ヲ與ヘルト
云フコトヲ重ネア申上ダマス、サウシ
テ斯ウ私ガ申上ゲルコトハ單ニ私バカ
リデナク、皆ノ國民ガサウ云フ風ニ考
ヘテ居リマスノデ、ドウカ出来ル機會
ニサウ云フコトガ何ト力緩和出來ル方
法ヲ御考慮願ノ、今約束シテ考慮スル
ト云フコトハ仰ツシャラナイデモ、是
ハ出來ナイカセ知レマセヌ、單ニサ
ウ云フコトヲ慮スルト云フコトヲ御
了承願ヒマシテ、私ノ質問ヲ終リマス
○委員長(三土忠造君) 是デ大體質問
ガ終ツタヤウデアリマスガ、丁度十二
時過ギマシタカラ休憩致シマシテ、午
後二時ニ會議ヲ續行シテ、其ノ際カラ
討論ニ移リタイト存ジマス、御異議ア
リマセヌカ

マスガ、其ノ有價證券ト不動産ト、之ヲドチラッテ先ニスルカ、人ニ依ツテハ有價證券ヲ先ニスル人モアリ、人ニ依レドモ、サウ云フコトデナシニ、ドシツテハ不動産ヲ先ニシタ方が便利ダト思ノ人モアリマセウガ、是ハ稅務署アリ相談シタ上デト云フコトデアリマスケレドモ、サウ云フコトデナシニ、ドシチノ順位デモ納稅者ノ都合ノ好イ方法ヲ選バス、斯ウ云フコトニシテハ如何デセウカ

○小山亮吾君 委員長ノ質問ニ少シ關聯致シマシテ申上ゲタイコトガアルノデスガ……

○委員長(三土忠造君) チヨツト御待チ下サイ補足デスカ

○小山亮吾君 補足竝ニ追加シタイ點ガアルノデスガ……

○子爵大河内輝耕君 濟ンデカラシタラ如何デセウ

○委員長(三土忠造君) ソレデハ今ノハ少シ簡単デアリマシタガ、有價證券ノ中デモドレラヤルカ、ドレラ先ニ取ツテ貰フカト云ノコトハ納稅者ニ任ス、例へバ片倉君が昨日言ハレタヤウニ或株ハドウシテモ自分ノ事業經營上持ツテ居ラナケレバナラヌト云モノアリマスガ、ソレハ最後ニ廻シタイト云フコトガ起ルト思フ、不動産ニシテモ宅地ヲ賣ツテモ山林ヲ納メタクナイト云ノコトモアルシ、畑ヲ出シテモ田ヲ放シタクナイト云フ者モアル、寧ロ市外宅地ヲ賣ツテモ爛ダケハ放サヌト云フコトモアリマスカラ、サウ云フコトニ付テハ納稅者ノ自由ニ任セルヨガ出來ルカト云フコトデ、ソレガ又

○政府委員(池田勇人君) 折角ノ御話
デ私カラ差出ガマシヤウデアリマス
ガ、不動産ノ方ニ付テハ私ハ御話ノ通
リニ致シマシテモ、非常ニ不公平ナコ
トハナイト思ヒマス、唯問題ハ崖地ト
カ、保安林トカスウ云フモノニナル
ト、チヨツト例外的ニ困ル場合ガアル
ノデハナイカ、併シ原則トシテ不動産
ニ付キマシテハ差支ナイト思ヒマス
ガ、株式ニ付キマシテハ先達テモ申上
ゲマシタヤウニ、政府ハ十二月ニ杯ニ
株價ヲ評定致シマス、併シソレハ其ノ
後ノ經濟界ヲ或程度出來ルダケ考ヘマ
スガ、納期ニ於キマシテ政府ノ評定シ
タ價格ガ、其ノ儘納期ニ其ノ價格デ流
通シテ居ルトハ考ヘラレマセス、斯カ
ル場合納稅者ガドノ株テモ宜イト云フ
コトニナルト五十圓デアム、「内ヲ評定致
シマシタ場合、内ノ株ハ財產價格デハ
五十圓ニシテアルガ、二十圓シカ
取レナイト云フ時ニハ納稅者ハ二
十圓ノ方ヲ御選ビニナルト思ヒマ
ス、斯ク致シマスルト株ト土地ヲ
持ツテ居ル時ニ、株ノ非常ニ時價ノ下
タテ居ルモノヲ物納ニ充テマスト、其
ノ場合ニ評定價格ノ高イモノガアル、
之ヲ退ケテ、低イモノバカリ物納サレ
ルト云ソコトニナルト、負擔ノ公平上
サウ云フ建前ニシテ置クト云ノコトハ、
如何ナルモノカト思ヒマス、ソコデ私
ハ同族會社ノ方デドウシテモ持ツテ居
ナケレバナラヌ又株ハ勿論御持チ戴ク
コトガ結構デアリマシテ、市場性ノア
ルモノニ付キマシテハ價格ガ動イナ
參リマスカラ、納稅者ノ選擇ニスルト
云フコトハ、株ヲ以テ物納ラスルト云
モノカト考ヘテ居リマス

○小山亮吾君 只今ノ政府委員ノ御説明ハ甚だ私ハ手前勝手テ誠意ガナイト思フ、何故ナラバ、政府ハ是タケノ價格ガアルモノトシテ税金ヲ課シテ、サウシテソレニ對シテ納稅者ハ血ノ出ルヤウナ恩ヒラシテ納稅ヲシナケレバナラヌ場合ニ於テ、政府ノ認定其ノモノハ、私ノ方デハ價值アルモノト認メルト云フ建前來テ居ルカラ、ソレナラバアナタニ差上ゲルト云フ時、ソレヲ取ラナイト云フコトハ、ドンナコトワシテモ道理ノ上ニ於テサウ云フ手前勝手ノ理論ハ許サレナイ、政府ノ仰シヤルコトハ取ルコトノ都合バカリ言ツテ居ル、評價價格ト云フモノヲ公正ニシ、成ルタケ納稅者ノ感ジヲ荒立テナイヤウニスル一ツノ保證ナノデアリマスカラ、代物納稅ト云フコトハ課稅上ニ於ケル一ツノ安全部デアリマスカラ、其ノ安全瓣ヲ破ルト云ソヤウナ理窟ハナイト思ヒマス○委員長(三土忠造君) ドウモ私モサアルカラ、ソレラ政府ガソレニ對シテ、課稅財產トシテ、財產税ヲ課ケルノデアルカラ、ドレヲ取ツテモ宜イト思フ、不公平ト云フコトハ起ラスト思ヒマス

トシテ宜イデヤナイカト思ヒマス、サウ云フ理窟ハ勿論立チマス、併シ從來ノ物納制度ニ於キマシテハ、サウ云トコトニ致シマシテ居リマス。場合ハ兩者協調ト云フコトニ致シテ居リマス。テ、納稅者ノ選擇ニハ致シテ居リマス。

○國務大臣(石橋湛山君)　其ノコトハ
屢々私カラ申上ダヤウニ、サウスル
積リデ居リマスカラ、左様御承知ヲ願
ヒマス

○委員長(三土忠造君)　第三ハ税務署
ノ役人ガ隨分急ガシイ所ヘ持ツテ來
テ、斯ウ云フ大キイモノヲ扱フカラ、
ドウシテモ一時ノ鐵道ノ從業員見タ
イニ突櫻貰ニナリ易イ、ソレガ非常ニ
非難ヲ受ケテ居ルノデアリマスカラ、
今度ハ税務署へ人ヲ殖ヤシテ、色々民
間ノ納稅者トノ間ノ圓滑ヲ圓ルト云フノ
デアリマスガ、處ガ此ノ税務署ニハナ
カナカ思想上カラ言ツテモ如何カト思
フヤウナ人モナイコトハナイト思ヒマ
ス、是ハ單リ税務署バカリデナク、何
處ノ官署デモサウデアリマスガ、恐ラ
ク税務署ニハ色々サウ云フコトガアリ
ハシナナカト思フ、勿論税務署ノ中ノ
人ガ内外應ジテ、色々ナ密告ヲサスト
カ云フヤウナコトガ起ツタラ大變ナコ
トニナリマス、ソレカラ政府ノ大方針
ハ勿論分ツテ居リマスガ、其ノ一々ノ
扱ヒ方ヲ懇切丁寧ニ、財務局長ヲ通ジ
テ、各税務署長ニ指示シテ、ソレガ下
級ノ税務官吏ニ迄徹底スルヤウニ、一
ツ民主的ニ、深切ニヤルト云フコトヲ
十分落チナクヤツテ戴キタイ、ソレニ
付テ大藏大臣ノ御意見ヲ伺ヒタイト思
ヒマス

○國務大臣(石橋湛山君)　是ハ御言葉
迄モナク、左様ニヤル積リデ、色々人

○殖ヤシ、準備ヲ致シテ居リマス、御
趣旨ノ通リニ致ス覺悟デアリマス
○委員長(三土忠造君) 第四點トシマ
シテ、ソレデマア宜イ譯デアリマス
ガ、尙稅務署ノ直接民衆ニ接スル人ト
ノ間ニ窓口デ話シテモ、ウマク纏ラヌ
ト云フノデ、ドウシテ宜イカ、マズ
マズスルヤウナ人ガ澤山出來ルト思ヒ
マス、顏デモ利イテ居ルヤウナ人ナラ
バ、話ハ出来マスケレドモ、ドウモ隨
分不丁寧ニ扱フ場合ガアルコトヲ屢ミ
耳ニスルノデアリマス、今度ナドハ隨
分サウ云フコトガ多イダラウト思ヒ
スカラ、昨日主稅局長ガ言ハレタヤウ
ニ、相當人ヲ廻シテ、各稅務署へ配置
スルト云フコトデアリマスガ、今相談
所ヲ活ガシテ、ソコデ民間ノ納稅者ガ
相談スル、窓口ガ忙ガシクテモコツチ
ヘ來イト云フヤウナ十分相談出來ルヤ
ウナ機關ヲ準備シテ戴キタイト思ヒ
スガ、ドウデアリマスカ

○國務大臣(石橋湛山君) 其ノコト
モ、各稅務署毎ニヤル積リデ、準備ヲ
致シテ居リマスガ、尙稅務協會等セモ
ウ少シ活躍シテ貰ヒマシテ、其ノ點ハ
落チナク御相談ニ應ジラレルヤウニヤ
リタイト思ヒマス

○委員長(三土忠造君) 小山委員ハ其
ノ外ニアリマスカ

○小山亮吾君 大體分ツタノデアリマ
スガ、尙主稅局長ガ言ハレタ中ニ、不
動産ヲ出售シタト云フ場合ニ、ヤレ畦畔
ヲ課サレテハ困ルト云フヤウナ御話デ
スガ、サウ云フ非常識ノコトモナイデ
セウケレドモ、是ハ幾ラト認メタ以上
ハ、ソレデハ其ノ値段デモ宜イ、取引
シテ下サイト云フ其ノ原則ダケハ存置
シテ戴クヤウニ、土地ノ平ナ所ハコツ
シヘンナ馬鹿ナコトハアルマイ

ト思ヒマスガ、出ス方カラ云へバ、出スコトダケハ出シテ置イテ、コツチハスウスルト云フヤウナコトハ、アリ得ルノデスカラ、餘程ソユハーツ御寛大ニオヤリ下サルコトヲ希望致シマス
○委員長(三土忠造君) ソレカラ念ノ爲ニ申上ゲマスガ、今ノ同一順位ノ人物ノ徹底スルヤウニ御取計ラヒ願ヒタイト思ヒマス、ソレデハ質問ハ終了シマシタ、討論ニ移リマス、有馬忠三郎君
○有馬忠三郎君 私ノハ實ハ部分的問題ハ憲法問題ノ關係デ相當大キイト思ヒマスガ、法案全體ニワツテ
○委員長(三土忠造君) チヨツト御待テ頼ヒタク、議題ハ十二案アリマスカラ一括デハ工合ガ惡イデスカラ、先づ戦時補償特別措置法案、ソレカラ企業再建整備法案、金融機關再建整備法案、特別和議法案、大藏省預金部等損失特別處理法案、是等が相關聯シテ居リマスガ、之ヲ一括シテ議題ニ供シマス、ソレデ討論ヲ願ヒマス
○有馬忠三郎君 私ノハ其ノ中ノ又一ツノ法案ノ一部分ナノデスカラ、若シ外ニ總論的ノ御意見デモ御述ニナル方ガアレバ、私ノハ各論的デスカラ、重要デハアリマスケレドモ、後ニナツテモ宜シウザイマスガ
○委員長(三土忠造君) 宜シウゴザイマス
○有馬忠三郎君 私ハ戦時補償特別措置法案ノ結六十二條ヲ主トシテ申上ゲタク、六十二條ハ一昨日デシタカ少しづレタノデアリマスガ、一口ニ申シマスルト代金ハ税金トシテ百「パーセント」デ取ラレテシマフ、併シ政府

ス、前ノ六十條ノ方ハ其ノ中デモ土地家屋ニ付テハ返スト云フノデアリマス、六十三條ノ方ハ多ク機械トカ、材木トカ、動産ニ關スルヤウナモノダラウト思フ、憲法二十九條ニ財產權ハ之ヲ相當ノ價格ニ上ル筈デアリマス、又思想的ニモ是ハ非常ニ不適當ナ規定ナモ、物ヲ買ツテ置イテ、代金ハ拂ハヌデ其ノ物ヲ返サヌト云フヤウナコトハ甚ダ、不穩當デアル、況ヤ法律的當識力ヲ言ヘバ歎ガ云フ立法ハ許サレナインガ本當デアリマス、ソコデ純然タル法律問題ガ私ハ二ツ起キルト思フ、其ノ一つハ憲法問題、其ノ二ツハ私法上ノ問題デアル、此ノ法案ガ知ラレマシテカラ世間デハ色々々ナ聲ガアルノデアリマスガ、此ノ條文ナドモ非難ノ稍ミ大キイ聲ヲ聞クノデアリマス、又院内ニ於キマシテモ最近ニ此ノ法律全體ニ付テデアリマスガ、特ニ此ノ點ハアリマセヌガ、相當ニ不滿ノ聲ガ高イハ御承知ノ通リ大體ソレ等ノ聲ヲ聞イテ見マスト云フト、職務補償特別法トカ財產稅法トカ、此ノ稅法其ノモノガ第一遠慮ノ法律ダト云フ聲モアルノデアリマスガ、是ハ無論如何ニ無懲惡ナ法律ニアツテモ、憲法違反トナラナイトイテ思フ、稅金デアリマスカラ、百「バーセント」ノ稅金ト云フヤウナモノガ、觀稅ト云フモノノ性質ニ合フヤ否ヤ、是ハ別問題デアリマスガ、特ニ形式的には補償の下に、これを公共のために用

ひることができる。[公共ノ用ニ物ヲ供
スルノニハ、財産權ヲ公共ノ用ニ供ス
ルノニハ、相當ノ補償ヲスルト云フコ
トヲ憲法ハ規定シテ居ル、此ノ六十二
條ニ依ツテ、稅金ヲ取ツタ後ノ状態ヲ
見マスト云フト、何等ノ補償ヲセズ
シテ、財産權ヲ用ヒテ居ル、ソレガ
公共ノ用アルカ否カ、是ハ問題ニア
ル、政府ノ方デ使フノガ必ズシモ公共
ノ用デヤナイ、假ニ公共ノ用ニ使ツテ
居ツタトシテモ補償即チ代金ナンデ
アル、此ノ場合補償外シテ居ル、
補償ヲナクシテ公共ノ用ニ用ヒテ居
ルノデアリマス、是ハ憲法違反デアル
ト云フ説ガアルノデアリマス、憲法三
付キオシテハ、我ガ國有數ノ憲法專門
ノ學者ガ非常ニ縝密ニ審議ラシタノデ
アリマスガ、此ノ點ニ少シモデアツタ
カ、觸レテナインヂヤナイカト、私ノ
聞イテ居ルダケデハ……是ハ無理ノ
ナイコトデアリマシテ、斯ンナ法案が
出ルコトヲ憲法學者ハ知リハシナイ、
一般ノ概念論ヲ論ジタノデアリマス、
此ノ點ガ憲法違反カドウカト云フコト
ヲ尋ヌレバ、恐らくハ憲法論者モ悉
然ラズト即座ニ答へル人ハ私ハナイノ
デヤナイカト思フ、現ニ此ノ點デ、私
ノ知ツテ居ル有數ノ、友人ノ憲法學者
ハ、成ル程是ハイカスト云フコトヲ言
ツテ居ルノデアリマス、私ハ此ノ點ニ
付ア、之ヲ憲法違反ナリト云フ結論
ハ、マダ私ノ意見ハ申述ベマセヌガ、
民間デ此ノ頃據々ト言ハレテ居ルヤウ
ナ、財產稅ナリ、補償打切りガ憲法違
反ダ、憲法違反ダト云フ其ノ聲同一
ニ聞カレテハ困ル、サウデナク、特ニ

ト思ノノデアリマス、ソシテ是ハ單ニ
憲法上ノ學說トカ、概念トカラ論ズル
ノデハナイ、蹙テ私ハ此ノ問題ハ實際
ノ問題トシテ起ツテ來ルノデヤナイカ
ト思フ、ソレハドウ云フ形デ起ツテ來
マセウカ、恐ラク此ノ二ツノ法律ニ依
ツテ非常ニ國民ハ打撃ヲ受ケルノデア
リマス、是カラ此ノ法律ノ研究ト云フ
コトハ實際ニ民間デハ行ハレル、サウ
スルト是ハ只今申ス通り、法律當識
上、法律家デナクツタツテ誰ダツテ
氣ガ付ク、代金ヲ取ラレテ物ヲ返シテ
吳レヌ、況シヤ此ノ六十條ノ方デハ、政
府デ返シテ吳レスト云フコトガアルノダ
カラ、誰デモ氣ガ付ク、動産ナリ機械ナ
リデモ返シテ吳レヌ、ヨコデ是ハドウモ
困ルト云フコトニツタツテ、研究シマスト、
元來サウ云フ場合ヲ生スルノハ國家ノ
命令デヤナイ、元々賣買トカ、請負ト
カ私法上ノ、民法上ノ契約ノ問題ナシ
デアリマス、民法上ノ問題トシテ此ノ
問題ヲ見マスト云フト、賣買デアリマ
ス、是ハ丁度代金ヲ拂ハスト云フコトニ
ハ、契約ヲ解除シタ、契約ヲ止メタ
云フ狀態、契約ヲ解除スレバ其ノ代價
ヲ拂フト云フコトハ當然ナシデアリマ
スカラ、サウ云フ所ニ皆著眼サレルノ
ニ違ヒナイ、サウスルト、是ハ返シテ
吳レト言ノト返サス、其ノ處分ハ不當
デアルト言フテ行政訴訟ト云フコトニ
ナリマスカ、或ハモノハ只取ラレタ
狀態デ、之ヲ民法上カラ説明スルト云
フト不當利得ニナル、或ハ之ヲ刑法ノ理
論的ニ申シマスト、或ハ民法ノ不法行
爲ノ、理論的ニ申シマスト云フト、不

トト思フ、爲スベキヨトヲ爲サズシテ、他人ノ財産權ヲ侵害シテ居ルノデアリマス、返シ得ルコトヲ返サナイデ、財産權ヲ侵害シテ居ル現情デアリマスカラ、何等カノ法律的救濟ガアルベキモノダト云コトニ、國民ハ救ヒノ手ヲ求メテ行クコト思ノノデアリマス、サウ云ノ形式ニ於テ初メテ是ガ行政訴訟ニナルノダ、今度ハ最高裁判所ニ行クノデアリマスカラ、最高裁判所ノ問題ニナルノデアラウト思ノノアリマス、此ノ憲法違反デアルカドウカト申スコトト、ソレカラ民法上下ト云フ状態デ取り返シ得ルノカト云コトノ二ツノコトハ相當デリケートデアリ、且重大ナ問題デアルト思フノデアリマス、私ハマダ結論ニ到達シテ居マセヌガ、唯斯様ナ問題ガアルト云コトヲ申上ゲテ政府ニ御考ヲ願ツテ置キタインノデアリマス、ソコデ此ノ二ツノ法律論ガ何レニシマシテモ、ドウモ此ノ問題ハ唯經濟上ノ問題デナインノデアリシテ、思想的ニモ非常ナ「ショック」ヲ與ヘル、若シ之ニ十分ナ説明ヲシテヤラナイト云コト、直グ二人入ル物ヲ只取ル、政府ガ只取ルンダト云ヤウニ一口ニ言ツテ、甚ダ好マシカラガル結果ヲ生ズルト思フノデアリマス、デアリマスルカラ成ルベクナラバ左様ナ不平ヲ防グノガ當然デアル、ソレデ此ノ法律ニハ能ク命令ヲ以テ定メルト云コトガアルノデアリマスルガ、此ノ六十條ニモ命令ト云フヤウナコトガアルカト令デ緩和出来ルヤウナコトガアルカト調べテ見マスルト、御示シニナツタ時補償特別措置法令案要綱ト云ノ資料ニ付ギマシテ、此ノ六十條ニ關スル命令事項ニハ斯ウ云フコトニ付テハ

論何等觸レテ居ナイ、序デニ此ノ六十
條デ申上ダマスガ、六十條ニハ土地ト
建物ト云フコトダケデ、機械ヲ入レテ
ナイ、是モ甚ダ不合理ナ話デ、工場デ
家ハ返スケレドモ、中ニ据付ケヌアル
機械ハ返サヌト云フヤウナコトハ、是
ハドウシテ斯ウ云フコトニナルカ、据
付ケタ機械ト云フノハ工場財團ニシマ
シテモ必ズ含メルノガ常識デアル、或
ハ機械ハ政府ノ物ヲ返スト云フヤウナ
コトモアルノデアリマスガ、併シ此ノ
中ニハ元々民間ノモノヲ請負ノ形デヤ
ツテ居ルモノモアルノデアツチ、
無論機械ガナイト云フヤウナコトハナ
イノデアリマス、六十條ノ勅令ヲ出サ
レルナラバ、此ノ機械ノ點等モ何トカ
勅令デヤレヌカト云フヤウナコトヲ希
望スルノデアリマス、今ノ六十二條ノ
動產ニ付アハ命令デ定メルコトガ出來
ナイ、出來マセヌカラ私ハ是ハ唯法律
デヤナク、政治上ノ影響ガヒトイノデ
アリマスカラ、所謂國民ガ唱道シテ、政
府ヲ恨ムト云フヤウナ、此ノ際斯ウ云
フ思想ハ片端カラ少シデモ防ガナケレ
バナラナインノデアリマス、政治上ノ效
果ガ相當ニアルノデアリマスカラ、若
シ法律上テハ斯ウナツテ押シ出シ、又
命令、勅令テ緩和スルト云フヤウナコ
トガ出来ナケレバ、其ノ外ノ政治的ノ
立法ヲモウ少シ御考ニナツテハドウ
カ、例ヘハドウセ法律デモ、命令デモ
最早林木トカ、機械ト云フヤウナモノハ
只ニナツテ、返サウト思ツテモ返セヌト
云フヤウナコトデアレバ、マア考ヘレバ
深切ニツ御考ヲ願ヒタイト思フノデ
アリマス、之ヲ取りツ放シダケデ、命

令デモ何モセヌト云フコトハ、是ハモ

ウ餘勢ニ益々鞭打ツト云フヤウナコト

ニナリ、決シテ深切ナ立法トハ申セナ

イノデアリマス、私ハ此ノ法律論ヲ留

保シテ、サウシテ只今申シタヤウナ深

切ナル善後處置ヲ政府ニ希望シマシテ

本案ニ賛成致シタイト思ヒマス

○板谷頼助君 私ハ先ツ第一ニ此ノ委

員會ア密議サレテ居リマス全體ノ法

案ニ對シテ總論的ニ討論ヲ致シタイト

思ヒマス、今回此ノ法案ハ國際ノ關係

モアリ、又我が國トシテ敗戦ノ現實ニ

鑑ミマシテ、日本再建ノ爲ニ執ラレタ

處置デアリマスルカラ、我々國民ト致

シマシテハ已ムヲ得ズ之ニ賛意ヲ表ス

ルノデアリマス、併シナガラ今回ノ此

ノ法案ハ國民經濟ニ重大ナ關係ヲ持ツ

テ居リマスルノデ、國民全體ガ能ク納

得シテ自主的ニ所謂政府ノ今回ノ處置

ヲ快ク了解ヲシテ進ンデ國家ノ爲ニ納

稅ヲシ、或ハ又補償打切りノ結果斯ウ

云フ運命ニナツテモ已ムヲ得ヌト云フ

此ノ政府ガ先ツ第一ニ積極的ノ案ヲ執

ツテ戴キタイ、恐ラクハ國民全體ガ今

日ハ虛脱状態ニナツテ居リマス、此ノ

虚脱状態ヲ脱却シテサウシテ所謂丸裸

ハ先ツ第一ニ十分ナ用意ヲ拂ツテ實ビ

タ、ソレカラ更ニ此ノ法案ハ先般來

政府ノ言明ニ依リマスト、短日ノ間ニ

是が出來タモノデアル、從ツテ缺點モ

アリ、或ハ不備モアルト云フコトヲ政府

ハ御認ニナツテ居ル、テアリマスカラ、

マシテハ、政府ハドウカ此ノ法案ヲ廣

義ニ解釋シテ、出來ルダケ國民ノ迷惑

ニナラナイヤウニ所謂公平無私、國民

ノ怨府ニナラザルヤウ此ノ點ニ付アト

分ノ御注意ヲ御拂ヒ願ヒタ、又從ツ

テ恐ラクハ短時日ノ間に出来タコトデ

アリマスカラ、果シテ聯合國ノ間ニ十

分ナ了解モ出來ア居ルデハアリマセウ

ケレドモ、尙法ノ運用ノ上ニ於ア、今後

幾多ノ交渉スベキ筋合ガアルト思ノノ

デアリマスカラ、我ガ國ノ現在ノ寶

精ヲ能ク相手ノ方々ニ了解ヲサセテ、今

申上デマスルヤウニ、日本ノ再建ノ上

ニ支障ノナイコトヲ期シテ戴キタイト

思ノノデアリマス、ソコデ今議題ニナ

ツテ居リマスル所ノ法案、所謂企業整

備、金融機關ノ整備、此ノ問題ニ付キマ

シテハ、私ハ例ヘバ補償打切りニ付ア

ハ債權者ト債務者ガオ互ヒニ寄ツテ協

議ヲシ、評價替ヲスルト云フコトガア

リマスルガ、要スルニ是ハ決シテ財産

其ノモノハ逃げルノデハナインデアリ

マス、從ツテ此ノ整理ニ當リマシテハ、

或ハ債權者ハ成ルベク評價替ヲ高クシ

ヨウ、又債務者ニ於キマシテモ、成ルベ

ク自分ノ資本ニ手が付カナイヤウニ、

サウ云フコトヲ希望スルデアリマセウ

ケレドモ、是ハ先年關東大震災ノ後ノ

始末ニ付キマシテ、整理ガ不徹底ノ爲

ニ恐慌ノ起シタ事實モアルコトデアリ

マスカラ、是ハ政府ガ出來ルダケ、此

ノ企業整備ノ結果、事業ノ再建ノ出來

タ、ソレカラ非常ナ決心ヲ以テ情實蘇故

ニ依ラズシテ公平ニ此ノ御取扱ヒヲシ

テ戴キタイト思フノデアリマス、要スル

スルカラ、此ノ點ニ對スル十分ノ注意ヲ

拂ツテ戴キタ、又開ク所ニ依レバ、

スルニ是ハ敗戦日本ノ經濟組織ノ混亂

ニアリマスカラ、斯ウ云フヤウナ點ニ

最近大阪方面ニ於キマシテ、機械ノ評

價ナドニ付テモ非常ナ不當ナ價格ヲ税

務署アタリガ算定シテ居ルト云フコト

シス、私ハ只今ノ法案ニ對シマシテ

尙其ノ他ニ一言申上ゲタイコトハ、先

付キマシテモ、ドウカ政府ノ監督ヲ十

分ニシテ萬全ヲ期サレムコトヲ希望致

シス、アリマスカラ、斯ウ云フヤウナ點ニ

付キマシテモ、ドウカ政府ノ監督ヲ十

分ニシテ萬全ヲ期サレムコトヲ希望致

シス、私ハ只今ノ法案ニ對シマシテ

尙其ノ他ニ一言申上ゲタイコトハ、先

付キマシテモ、ドウカ政府ノ監督ヲ十

分ニシテ萬全ヲ期サレムコトヲ希望致

○委員長(三土忠造君) 財產税ハ後

デス

○小山亮吾君 戰時補償特別措置法案

スルニ是ハ敗戦日本ノ經濟組織ノ混亂

ニアリマスカラ、斯ウ云フヤウナ點ニ

最近大阪方面ニ於キマシテ、機械ノ評

價ナドニ付テモ非常ナ不當ナ價格ヲ税

務署アタリガ算定シテ居ルト云フコト

シス、私ハ只今ノ法案ニ對シマシテ

尙其ノ他ニ一言申上ゲタイコトハ、先

付キマシテモ、ドウカ政府ノ監督ヲ十

分ニシテ萬全ヲ期サレムコトヲ希望致

シス、私ハ只今ノ法案ニ對シマシテ

尙其ノ他ニ一言申上ゲタイコトハ、先

スガ、此ノ法案ヲ見マスト云ソト、ド

ウモ人馬共ニ燒カレル危険ハ甚ダ多イ

ノデス、燒カウトスル中ニ人間モ住シ

カ、斯ウニカ之ヲ燒拂ツテヤツテイケ

ニ付ア申上ゲルノデゴザイマスガ、要

スルモノノデアルト云フコトハ言フ迄モ

ナインデアリマスガ、唯之ヲ行ノニ當

シス、恐ラク日本ノ經濟生活ハ根本カラ

ノ審議ヲ致シマシテ、サウシテ是ハ國

ニ之ヲ燒サウト云フコトモアリマセウ

スルモノノデアルト云フモノガ皆其ノ中ニ存

在シテ居ルノデスカラ、是ハ容易ナラ

ケルコトデ、我々ガ連日ニ瓦ツテ憲法

コトデアリマスルノデ、例ヘバ金融機

業アリマセヌガ、從ツテ預金者或ハ株

主、是等ニモ重大ナル影響ガ來ア居ル

三、〇七二、九五二圓

生活保護法の施行により要救濟者六五〇萬人に對し五人家族六大阪市の場合三六〇圓を支給する外醫療、助産、生業、埋葬等の保護を與へるに要する経費の補助

一、四六七、三〇二、五三三圓

方面委員手當補助

四、五〇〇、〇〇〇圓

救濟施設の建設改造費の補助

三、五一〇、〇〇〇圓

施設經營者に對する事務費の補助

四四、五三八、二八八圓

備考

右三十億圓の救濟計畫に就ては改定豫算編成當時總額につき司令部より指令せられたのであるが具體的な計畫は必ずしも決定してゐなかつたので中央本省に於て推定積算したる部分が多い、従つて其後地方の具體的計畫の確定するに従ひ若干實行上の異動を生ずる見込である。

七、學校職員給與特別措置費

(1) 臨時手當(三月實施分)の實績

月額の倍額の十ヶ月分(六月より明年三月迄)と家族手當二十圓の倍額の九ヶ月分(七月より明年三月迄)を差引いたもの

四、五月分の臨時手當

(2) 勤續手當及物價手當は實績を算定

右三者の合計が特別措置費として計上してある改定豫算は司令部との折衝で二億圓迄にきめられたから不足額を追加豫算に計上した。

第九十回 帝國議會 貴族院委員會議事速記錄正誤表

- 昭和十九年度第一豫備金支出の件(承諾ヲ求ムル件)特別委員會議事速記録第一號
二二三一 委員外議員男爵小原謙太郎君ヲ加フ
二二三二 鹽田國平君

塙田國平君

塙田國平君

七

候爵

候爵

四

一四

候爵

七

候爵

六

一六

候爵

一

一

四

一

一

四

一

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

三

一

</div